

はんのうぶくしの森プラン

— 第4次飯能市地域福祉計画・第5次飯能市地域福祉活動計画 —



令和6年3月

飯能市・社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

第4次 はんのうふくしの森プラン

第4次飯能市地域福祉計画・第5次飯能市地域福祉活動計画

令和6年3月

飯 能 市

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

地域と人をつなぐ「共生社会」を目指して

～市民とともに育むはんのうのふくしの森～

本市では、平成 21 年度にはんのうふくしの森プランを策定し、その後 2 度の改定を重ねながら、市民の皆様、社会福祉協議会及び市の協働により、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。

前計画である第 3 次はんのうふくしの森プランの計画期間においては、コミュニティソーシャルワーカーの増員、地域の居場所・交流の場の増加、圏域別ふくしの森活動計画の策定に向けた取組が行われ、多くの市民の皆様のご協力、ご尽力を賜り、地域が一体となる協働を基軸とした地域福祉の充実を図ることができました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々のつながりがこれまで以上に希薄化し、日々の暮らし方や個人の価値観の多様化等、地域社会の在り方にも大きな変化がもたらされました。さらに、孤独・孤立がこれまで以上に社会問題化するなど、私たちのふだんの暮らしにも新たな影響がもたらされています。

こうした課題に対応するべく、第 4 次はんのうふくしの森プランでは、従来の基本理念である「新たなつながりと支え合いが育む ふだんの暮らしのしあわせ」を継承しつつ、どんな困りごとにも受け止めつながる支援体制づくり（包括的支援体制の整備）や多様な団体と協働し、支え合いの地域を進めるための支援体制づくりに重点的に取り組み、人とのつながりと充実した支援策によって市民の皆様が安心して暮らせる地域をつくってまいります。

また、新たに策定された圏域別ふくしの森活動計画の推進や地域づくりへの支援、地域における相談支援体制の強化のため、地域の身近な専門職であるコミュニティソーシャルワーカーのさらなる充実・強化を図ってまいります。

引き続き市民の皆様との対話を重ね、ご理解とご協力をいただくとともに、飯能市一丸となって「ふだんの暮らしのしあわせ」の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本プランの策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民、団体、関係機関の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会の委員の皆様のご尽力に心より感謝を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

令和 6 年 3 月

飯能市長

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会会長

新井重治



- 目次 -

第Ⅰ部 総論.....	1
第1章 わたしたちの「ふくしの森」づくり.....	2
1 策定の趣旨 ～さらに豊かな森づくりへ～.....	2
2 プランの性格.....	4
3 とともに生きる「ふくしの森」に向けて.....	7
4 第3次プランの主な実績とこれからの課題.....	9
第2章 「ふくしの森」が目指すもの.....	14
1 基本理念.....	14
2 基本目標.....	15
3 重点取組.....	19
【第4次飯能市地域福祉計画】（市の取組）.....	20
【第5次飯能市地域福祉活動計画】（市民と社会福祉協議会の取組）.....	20
第Ⅱ部 「ふくしの森」を育むために（主体別の取組の内容）.....	23
第3章 第4次飯能市地域福祉計画・飯能市再犯防止推進計画（市の取組）.....	24
第1節 市の重点取組.....	24
第2節 基本施策.....	25
基本目標1【交】交流が生まれる機会と外出しやすい環境をつくろう.....	26
基本目標2【支】支え合いの仕組みをつくろう.....	32
基本目標3【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう.....	38
第3節 飯能市再犯防止推進計画.....	47
1 計画策定の趣旨.....	47
2 現状と課題.....	47
3 主な取組.....	50
第4章 第5次飯能市地域福祉活動計画（市民と社会福祉協議会の取組）.....	52
第1節 社会福祉協議会の重点取組.....	52
第2節 基本施策.....	56
基本目標1【交】交流が生まれる機会と外出しやすい環境をつくろう.....	57
基本目標2【支】支え合いの仕組みをつくろう.....	60
基本目標3【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう.....	63
第3節 圏域別ふくしの森活動計画（市民の取組）.....	67
1 飯能中央地区.....	68
2 第二区地区.....	70
3 富士見地区.....	72
4 精明地区.....	74
5 双柳地区.....	76
6 加治東地区.....	78

7	加治地区	80
8	美杉台地区	82
9	南高麗地区	84
10	吾野地区	86
11	東吾野地区	88
12	原市場地区	90
13	名栗地区	92
第5章	計画推進のために	94
1	協働による推進	94
2	財源の確保	94
3	進行管理	95
4	評価指標	96
第Ⅲ部	資料編	99
資料1	飯能市の状況	100
1	人口・世帯の状況	100
2	こどもの状況	103
3	要介護（要支援）認定者・障害者手帳所持者の状況	105
4	生活保護の状況	106
資料2	アンケート調査の概要と主な結果	107
1	アンケート調査の概要	107
2	アンケート調査の主な結果	109
資料3	策定体制及び策定経過	111
1	飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会	111
2	飯能市地域福祉計画庁内連絡会議	115
3	飯能市地域福祉計画庁内連絡会議作業部会	116
4	地域共生プロジェクトチーム	117
5	圏域ごとの「ふくしを話し合う会」等	117
資料4	諮問・答申	118
	諮問	118
	答申	119

この計画の中に、“ふくしの森のスケッチ”として、「ふだんの暮らし」が「ふくし」とつながる場面を描いたショートストーリーが入っています。

ぜひ、計画内容と一緒にご覧ください。

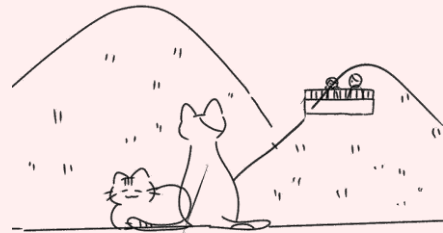
(プロローグ、P.16、P.17、P.18、エピローグ)

プロローグ・ふくしの森のスケッチ

朝、目が覚めると、裏山から鳥のさえずりが聞こえる。
ふと窓に目を向けると、高齢の夫婦が朝の散歩を楽しんでいる。



出勤の時間、小学生の息子と玄関を出ると、
通学班の待ち合わせしていた小学生が息子に
「おはよう！」と元気に声をかけてくれた。
私も子どもたちに「おはよう」と言うと、
「おはようございます」と返事が来た。
朝からいい気分になる。



私は地元の企業に勤めている。
昼休み、後輩が元気のないことに気づいた。
「どうしたの？」と声をかけた。「よければ話を聞かせて」
後輩は「ありがとうございます」と言って少し戸惑いながらも、
親の病気のこと、そして家族のことを話してくれた。
福祉制度の知識はないけれど、私は後輩の悩みをうなずきながら聞いた。

「話聞いてくれてありがとうございます。少しすっきりしました」
後輩はそう言うと少し笑顔になった。

夕方、帰宅の途中で、近所の独り暮らしのご婦人に出会う。
「こんにちは。お買い物ですか？」
「仕事帰り？おかえりなさい」
こんなあいさつを交わし、私は彼女の買い物袋を持ち、他愛のない会話を
しながら一緒に帰路につく。

彼女は最近、近所のサロンに行きはじめ、そこでおしゃべりするのが
楽しみなのだという。

「今度、サロンでモルック^{※1}やるんだけど来ない？」と誘われた。

息子と一緒に参加しようかな。

^{※1} 「モルック」とは、フィンランドの伝統的なゲームを元に、誰もが楽しめるものとして考えられたアウトドアスポーツで、「モルック」と呼ばれる木の棒を下投げで投げて、3~4m離れた位置に置かれている「スキットル」と呼ばれる数字が書かれた木の棒を倒して点を取っていくゲームです。

第 I 部 総論

第1章 わたしたちの「ふくしの森」づくり

1 策定の趣旨 ～さらに豊かな森づくりへ～

「はんのうふくしの森プラン（飯能市地域福祉計画・第2次飯能市地域福祉活動計画）」（以下「第1次プラン」という。）は、市民、飯能市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び飯能市（以下「市」という。）の協働により、平成21年度に策定されました。

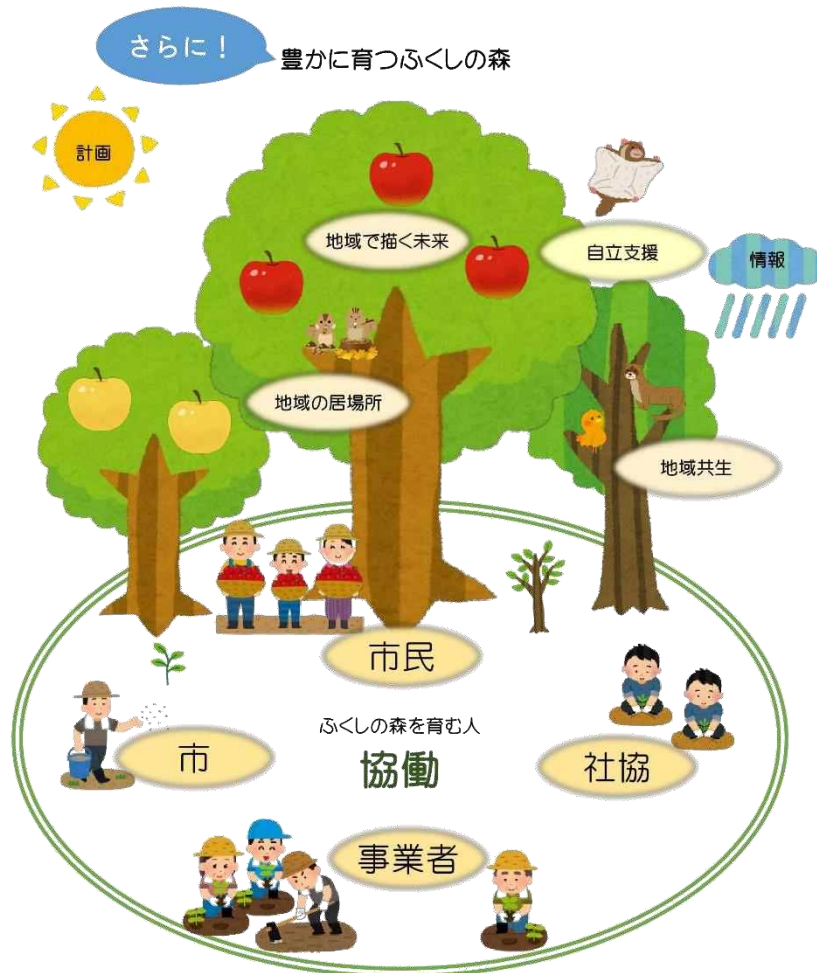
その後、計画の改定を重ねながら、市民との協働による地域福祉の取組を継続的に推進し、現在では、多くの地域で住民の主体的な活動を行う組織や団体が生まれ、新たな交流や支え合いの取組が行われています。

令和6年度を始期とする「第4次はんのうふくしの森プラン（第4次飯能市地域福祉計画・第5次飯能市地域福祉活動計画）」（以下「第4次プラン」という。）の策定においては、すべての地域でふくしに関する話し合いを行い、市民が主体となって自らの地域の目指す姿や取組内容を定めた「圏域別ふくしの森活動計画」が新たに策定されました。

第4次プランは、それぞれの地域において「ふくしの森」が順調に生まれ、市の全域に広がる豊かな「ふくしの森」として育ていけるよう、市民、社会福祉協議会及び市の取組を示すものです。

◆ 「ふくしの森」とは ◆

私たちの暮らしのそばにある森は、命を育み、その営みの中で様々な恩恵をもたらしてくれます。「ふくしの森」は、この森のように人と人、人と環境（社会資源）とが豊かに関わり支え合い、誰もが安心してふだんの暮らしのしあわせを感じながら暮らすことができるまちをつかっていこうという願いから生まれたものです。このプランでは、飯能市の地域福祉を「ふくしの森」と表現しています。



「ふくしの森」における「市民」、「社会福祉協議会」及び「市」の定義

市民…………… 本市の住民はもとより、自治会、民生委員児童委員協議会^{※1}などの地域団体、地域福祉推進組織^{※2}、社会福祉法人^{※3}をはじめとした事業者（福祉関係事業所、企業、個人商店等）を指しています。また、市内に在勤・在学している人なども含めています。

社会福祉協議会…… 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会を指しています。

市…………… 行政機関としての飯能市を指しています。また、地域としての飯能市を指す場合は、「本市」と表現します。

※1 「民生委員児童委員協議会」とは、民生委員・児童委員によって構成される協議会のことです。民生委員・児童委員については、36 ページを参照してください。

※2 「地域福祉推進組織」については、33 ページを参照してください。

※3 「社会福祉法人」とは、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人のことです。

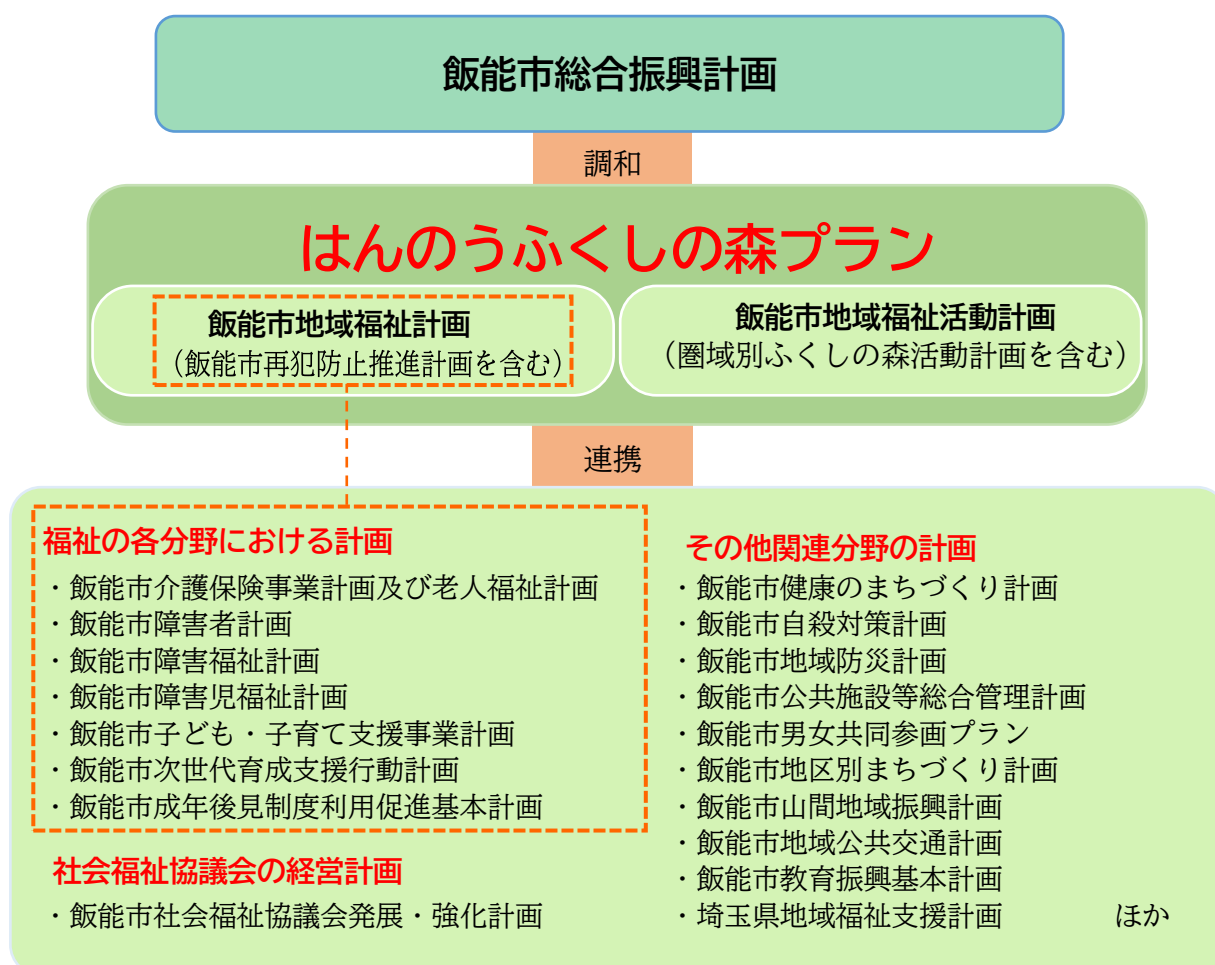
2 プランの性格

(1) プランの位置付け

「はんのうふくしの森プラン」は、市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したプランです。

「地域福祉計画」は、市の最上位計画である「飯能市総合振興計画」との調和を図り、全ての世代が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう地域福祉を推進する計画で、社会福祉法（以下「法」という。）第107条の規定に基づく行政計画です。また、地域における高齢者、障害のある人及び児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画としても位置付けられています。さらに、健康、防災、まちづくり、交通、教育などの生活関連分野の取組と連携する計画となっています。併せて、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が民間活動計画として市民とともに策定し、市民と相互に協力し合い、地域福祉を推進するための活動・行動計画で、市内13圏域ごとに市民の主体的な活動を示した「圏域別ふくしの森活動計画」を包含しています。



(2) プランの期間

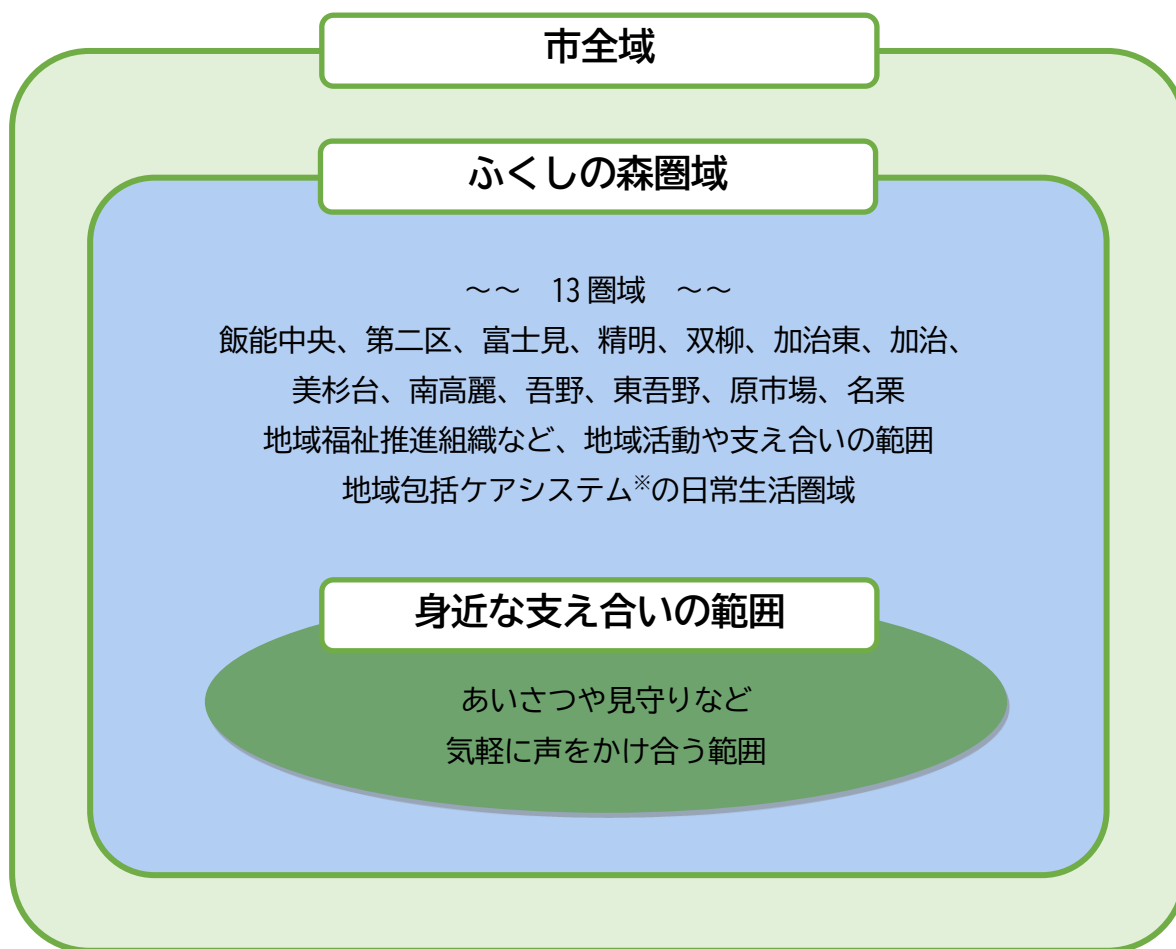
第4次プランの期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

計画名	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	飯能市総合振興計画	基本構想	第5次						次期計画(予定)			
基本計画		第5次前期		第5次後期			次期計画(予定)					
はなのうふくしの森プラン		第3次				第4次						
飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画		第7期	第8期		第9期		第10期(予定)					
飯能市障害者計画		第4次				第5次						
飯能市障害福祉計画		第5期	第6期		第7期		第8期(予定)					
飯能市障害児福祉計画		第1期	第2期		第3期		第4期(予定)					
飯能市子ども・子育て支援事業計画		第1期	第2期				第3期(予定)					
飯能市次世代育成支援行動計画		第3期	第4期				第5期(予定)					
飯能市成年後見制度利用促進基本計画					第1期			第2期(予定)				
飯能市社会福祉協議会 発展・強化計画		第2次	第3次				第4次(予定)					

(3) 圏域について

第4次プランでは、「第3次はんのうふくしの森プラン（第3次飯能市地域福祉計画・第4次飯能市地域福祉活動計画）」（以下「第3次プラン」という。）に引き続き、市民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる圏域として、地域コミュニティ活動が行われている飯能市自治会連合会の13支部に合わせた下記の13圏域を「ふくしの森圏域」と設定し、地域の実状に合わせた「ふくしの森」を育みます。

◆ 圏域のイメージ ◆



※1 「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

3 ともに生きる「ふくしの森」に向けて

(1) 国と県の動向と方向性

国では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域及び社会を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

これを目指して、平成 29 年の法改正では、市町村による包括的な支援体制の整備を推進することが規定され、令和 2 年度の法改正では、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱とする「重層的支援体制整備事業^{※1}」が創設されました。

また、埼玉県においても、高齢者・障害のある人・児童・生活困窮者等の分野を超えた地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応や住民主体の地域づくりの推進、そして孤独・孤立^{※2}問題やこどもの貧困^{※3}、ヤングケアラー^{※4}、ひきこもり^{※5}への対応など、誰もが安心して暮らせる地域づくり・環境づくりの推進などを柱とした、「第 7 期埼玉県地域福祉支援計画」を策定しています。

第 4 次プランにおいても、それらの動向を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた取組を示していきます。

※1 「重層的支援体制整備事業」については、22 ページを参照してください。

※2 「孤独・孤立」について、「孤独」は自分が孤独であると感じることであり、「孤立」は他者とのつながりが少ない状態を指します。社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に、孤独・孤立対策担当室が設置されています。

※3 「こどもの貧困」とは、必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、又は、その国の貧困線以下の所得で暮らす相対的貧困にある状態を指します。

※4 「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいいます。本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間…。これらの「こどもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

※5 「ひきこもり」とは、仕事や学校に行けず家に籠り、家族以外と交流がない状況、又は、そうした生活をしている状態のことをいいます。

(2) SDGs (エス ディー ジーズ : 持続可能な開発目標) の視点

SDGsとは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称です。令和12年(2030年)を年限とする国際社会全体が目指すべき17のゴールと169のターゲットから構成されているもので、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、社会・経済・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27年(2015年)9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

本市では、「第5次飯能市総合振興計画後期基本計画(令和4年度~令和7年度)」において、SDGsのアイコンを示し、各施策の展開に取り組んでいます。

また、SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念は、「地域共生社会」を目指す地域福祉と非常に親和性の高い理念であるといえます。

福祉分野の上位計画となる第4次プランにおいても、基本目標に関連するSDGsを定め、施策の展開を図ります。



4 第3次プランの主な実績とこれからの課題

第3次プランの計画期間である令和元年度から令和5年度のうち、3年を超える期間において、新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限や学校の休校など、今まで経験したことのない状況に置かれたことにより、社会全体が大きな影響を受けました。

コロナ禍が与えた影響は、社会経済活動の停滞だけではなく、人々の暮らしの価値観に変化をもたらしました。非対面のコミュニケーションなどの「つながり」の手法も多種多様になってきており、地域福祉の在り方も変革の時を迎えているといえます。

地域福祉においては、従来どおりの活動がままならず、停滞した活動ややむを得ず終了した活動もありました。一方で、このような状況下においても第3次プランの推進、そして地域活動の継続的な実施等により、以下のとおり本市の「ふくしの森」は着実に育まれてきました。

そして、これからの時代に合わせて、第3次プランの積み残しや今後取り組むべき課題を以下のとおり整理しました。

基本目標1【知】^ち お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう

①ふくしの森プランの周知

令和4年度に実施した「飯能市の地域福祉に関するアンケート」（以下「アンケート調査」という。）（資料2参照）にて、ふくしの森プランの認知度を調査したところ、5年前の結果と比較し、名前は聞いたことがある人の割合は減少したものの（36.7%→34.5%）、名前も内容も知っている人の割合は増加しました（3.7%→6.7%）。

②すべての世代を対象にした福祉学習の機会の提供

小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、「共に生きる力」や「豊かな福祉観^{※1}」を養うことを目的とし、福祉学習の推進を図ってきました。社会福祉協議会と市が連携し、福祉教育担当者説明会を開催し、教職員に対し福祉学習の理解を促しています。また、令和3年度からは、市内の社会福祉法人の協力を得た福祉学習の取組が始まり、令和5年度からは、すべての世代を対象にした福祉学習の機会を提供しました。

これからの課題

- ・ふくしの森プランの認知度の向上（裾野を広げる）
- ・ふくし^{※2}の情報を共有できる仕組みづくり
- ・ふくしの理解を促す多様な福祉学習プログラムの提案

※1 「豊かな福祉観」とは、福祉を高齢者や障害のある人など特定の人や困難に対する支援として捉えるのみではなく、すべての人が幸せに暮らせる社会を目指す考え方のことをいいます。

※2 「ふくし」と「福祉」の使い分けについては、14ページを参照してください。

基本目標 2【交】^{こう} 交流が生まれる居場所と地域の移動・交通をつくろう

①多様な居場所・交流の場づくり

地域の居場所・交流の場づくりについては、居場所数が増加しました（49 か所→59 か所）。また、地域福祉推進組織をはじめとする地域活動団体や法人など、様々な主体による多様な居場所・交流の場づくりが行われました。

②「圏域別ふくしの森活動計画」の策定に向けた取組

各圏域において「ふくし懇談会」などを行い、全圏域で「圏域別ふくしの森活動計画」の策定に向けた取組が行われました。たくさんのお話し合いを通じて、市民同士の新たなつながりが生まれました。

③身近な外出支援の仕組みなどへの支援

各圏域で実施されている、家事支援と一体として送迎サービスを提供する介護予防^{※1}・生活支援サービスを提供する団体に補助金等を交付するなど、地域の実状に合わせた外出支援の取組に対して支援を行いました。

また、公共交通の不十分な地域のおでかけの足を確保するため、令和3年度からコミュニティバス「おでかけむーま号」の運行が開始されました。その他、事業者と連携した新たな移動手段の検討が進んでいます。

なお、令和5年3月に策定された「第2次飯能市地域公共交通計画」において、「福祉施策との連携による移動手段の確保」が施策として位置付けられ、交通政策の視点での検討・実施が始まりました。

これからの課題

- ・多様な課題に対応できる居場所・交流の場の充実
- ・「圏域別ふくしの森活動計画」の推進
- ・企業や地域団体等との連携による移動手段の確保

^{※1} 「介護予防」とは、高齢者が要介護状態になることをできる限り防いだり、遅らせたりすること、また要介護状態になった場合もその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指す取組のことです。

基本目標3【支】^し 支え合いの仕組みをつくろう

①地域福祉推進組織をはじめとする多様な地域福祉活動の充実

コロナ禍において閉じこもりがちになってしまった高齢者やコミュニケーションの機会が減った子どもたちに着目し、常設の居場所の設置など新たな活動が生まれました。

②社会福祉法人による取組を推進する体制の構築

令和3年度に、市内のすべての社会福祉法人が参画する「飯能市社会福祉法人地域公益活動等連絡会^{※1}」が設立されました。このことにより、地域における公益的な取組に社会福祉法人が連携して取り組む体制が構築され、各法人が運営する施設で集めた食料品や日用品を市内の生活困窮者に配布する「あったか♡バンク飯能」事業等を展開しています。

これからの課題

- ・ふくしの森リーダー^{※2}など地域福祉の担い手の育成・確保
- ・地域福祉推進組織等への活動支援
- ・社会福祉法人による地域における公益的な取組^{※3}の促進

※1 「飯能市社会福祉法人地域公益活動等連絡会」とは、市内にある9つすべての社会福祉法人による地域における公益的な取組を行う連絡会のことで、社会福祉協議会の呼びかけにより発足しました。

※2 「ふくしの森リーダー」については、54ページを参照してください。

※3 「社会福祉法人による地域における公益的な取組」とは、地域共生社会に向けて、既存の制度の対象とならないサービスについても率先して対応するという社会福祉法人の本来の役割として、平成28年4月から社会福祉法人の責務として位置付けられている取組のことです。

基本目標 4【^{あん}安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

①コミュニティソーシャルワーカー^{※1}及びふくしの森ステーション^{※2}の機能の充実

第3次プランではコミュニティソーシャルワーカー及びふくしの森ステーションの全13圏域への配置・設置を目指していましたが、第3次プラン期間内ではコミュニティソーシャルワーカーは6人から10人への増員、ふくしの森ステーションは現状維持の7か所にとどまりました。そのため、兼務も含め各圏域に担当制を導入し、全圏域をサポートしました。

②多機関・多職種連携による相談支援体制の構築

コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、福祉・保健の専門職による相談支援が一部地域で開催されました。これにより、8050問題^{※3}、生活困窮者、ひきこもりなどの制度の狭間^{※4}にある課題について、適切な支援につなげています。しかし、市民向けアンケート調査では、市や社会福祉協議会が取り組むべき施策として、より相談しやすい窓口の設置が求められています。

③成年後見制度^{※5}の利用促進を図るための環境整備

成年後見制度の利用促進を図るため、令和3年度に「飯能市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、成年後見制度の認知度（名前も内容も知っている人の割合）は目標値を超える水準に達しています（目標 20.0%→結果 29.1%）。

これからの課題

- ・コミュニティソーシャルワーカーのすべてのふくしの森圏域（13圏域）への専任配置及びふくしの森ステーションの充実
- ・多機関・多職種連携による身近な相談支援体制の確立
- ・生活困窮者等への相談支援体制の強化
- ・成年後見制度を利用しやすい環境づくり

※1 「コミュニティソーシャルワーカー」については、53ページを参照してください。

※2 「ふくしの森ステーション」とは、コミュニティソーシャルワーカーが「ふくしのなんでも相談員」として活動する地域の拠点です。設置状況については、55ページを参照してください。

※3 「8050問題」とは、高齢の親が同居している子とともに社会から孤立し、収入や介護など様々な面で困難が生じる問題のことをいいます。

※4 「制度の狭間」とは、公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のことをいいます。

※5 「成年後見制度」については、43ページを参照してください。

第2章 「ふくしの森」が目指すもの

1 基本理念

新たなつながりと支え合いが育む
ふだんのくらしのしあわせ

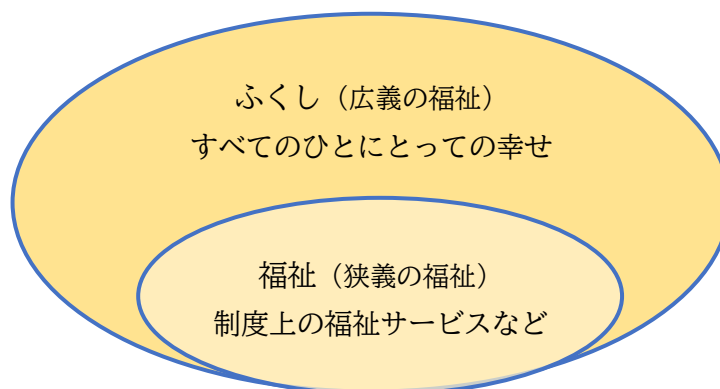
第4次プランでは、日々の生活における人と人とのつながりを大切にしながら、地域の支え合いを育み、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めていこうという願いをこめ、基本理念を第3次プランから引き継ぎ、「新たなつながりと支え合いが育む ふだんのくらしのしあわせ」とします。

今後も、地域の実状に合わせた様々な助け合いの活動を進め、「ふだんのくらし」の中でつながりや支え合いを基本に、市民の誰もが誰かの「笑顔のもと」となり、生きがいを感じられる孤立のない地域づくりをさらに進めていきます。

◆この計画における「ふくし」と「福祉」◆

第4次プランでは、「すべての人、一人ひとりがその人らしく、住み慣れた地域でしあわせに生きること」や「お互いに支え合い、つながり合ってしあわせを目指すこと」といった広い意味の福祉については、「ふくし」とひらがな表記にしています。

一方で、高齢者や障害のある人、こども・子育てへの支援などの「公的な福祉サービス」に関する場合は、「福祉」と漢字で表記しています。



2 基本目標

～【交】【支】【安】で育む「ふくしの森」～

第4次プランでは、基本理念に基づいて【交】交流が生まれる機会と外出しやすい環境をつくろう、【支】支え合いの仕組みをつくろう、【安】安心して暮らせる仕組みをつくろうの3つの基本目標を設定します。

「ふくしの森」で互いに交流が生まれ、支え合いに発展していくことによって安心につながる地域を目指していきます。

◆第4次プランにおける【知】の考え方◆

第3次プランまでの基本目標には、【知】（お互いを知り合う・わかり合う機会をつくろう）がありましたが、第4次プランにおいては、【知】における「お互いを知り合う・わかり合う」ことを、基本目標【交】【支】【安】を動かす、基本理念の要素に位置付け、施策内容も再編成を行いました。【知】はこれからも「ふくしの森」を育てる大切な要素として捉えていきます。



基本目標1【交】交流が生まれる機会と外出しやすい環境をつくろう



地域の中であたたかい交流が生まれ、安心して過ごせるよう、交流の場づくりや福祉学習を推進するとともに、外出しやすい環境をつくりまします。

ふくしの森のスケッチ【交】

朝、ケンタが「おはよう！」と声をかけてきた。
僕も「おはよう！」と返す。
今日は授業でふくしの学習がある日。
ケンタが「ふくしって、いまいちピンと来ないよな」という。
僕もそう思う。



今日の先生は「コミュニティソーシャルワーカー」という
ポロシャツ姿のお兄さんだ。

「みなさん、“ふくし”って何だかわかりますか？」お兄さんが聞くと、
「おじいちゃんおばあちゃんのお世話をすること！」

「保育所とか、こどものお世話！」

「困った人を助ける仕事！」って、みんな言ってた。

お兄さんは笑顔で、「そうだね、みんなの“ふだんのくらしのしあわせ”
を考えることが“ふくし”なんだ」って教えてくれた。

そんなかんたんな答えだなんて、正直びっくりした。

日曜日、お父さんと近所の公園で「モルック」というのをやった。

こどもだけじゃなく、お年寄りも、車いすの人もいた。

ポイントが入ると、みんな一斉に「わあっ！」と声を上げる。

「いやあ、上手だね！孫と一緒に遊んでいるみたいで楽しいわ！」

近所のおばあさんが笑顔で僕に声をかけてくれた。

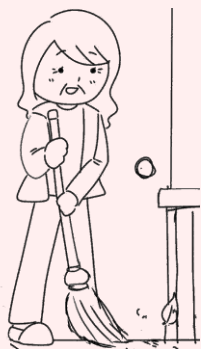
心がポカポカした。これが「ふくし」なのかなあ。

基本目標2【支】 支え合いの仕組みをつくろう



地域における様々な生活課題を踏まえた支え合いの仕組みづくりと、「ふくしの森」を育む人の育成を進めます。

ふくしの森のスケッチ【支】



夫と死別して5年たった。
いつまでも悲しい気持ちを引きずってられないし、
もう、独り暮らしにも慣れてきた。
近所の皆さんも気軽に声をかけてくれるし、
近所の地区行政センターの絵画教室にも通い、
最近はそれなりに充実している。

ある日、地区行政センターにある「ふくしの森ステーション」に、
「サロン」のポスターが貼ってあった。中の人に声をかける。
中にいたコミュニティソーシャルワーカーさんは、
「いつでもどうぞ！」と笑顔で内容を教えてくれた。

初めて「サロン」に行ったとき、少し緊張したが、
今まで知り合えなかったご近所さんとの話が弾んだ。
「こんなに近くに住んでるのになぜ今まで出会わなかったのかしら？」
お互いに目を見合わせて新たな出会いを喜んだ。

このサロンでは、利用者が各々得意な分野を教えあう機会があるようだ。
私も得意を生かして、絵はがき教室でもやってみようかしら。

基本目標3【安】^{あん} 安心して暮らせる仕組みをつくろう



一人ひとりの意思を尊重できる相談支援体制の充実と権利擁護^{※1}を推進し、誰もが望んでいる暮らしを安心して送れる地域づくりを進めます。

ふくしの森のスケッチ【安】

親の病気、そして同居している兄弟のひきこもり……。
仕事をしていても、休みの日でも、心の奥に引っかかっている。

先日、先輩に話を聞いてもらった。さすがに、全部は話せなかったけど。
先輩は静かに俺の話の聞いてくれた。
なんだか、心が軽くなった。それで気が付いた。

俺、誰かに聞いてほしかったんだ。
俺、しんどかったんだ。

自分のSOSに気が付いた俺は、思い切って市役所に行ってみた。
ふくしの総合相談窓口の人に、不安を全て話せた。
親の病気のことは、介護保険を見据えた相談に乗ってくれたし、
兄弟のことも、生活の不安のことも、支援策を提案してくれた。
そしてこれから、担当の地域包括支援センターや
コミュニティソーシャルワーカー、市の保健師さんも
関わってくれるらしい。

相談してよかった。
家族はもちろんだけど、自分も救われた気がした。



^{※1} 「権利擁護」とは、知的障害、精神障害、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のことをいいます。

3 重点取組

本市の人口は、緩やかに減少していますが、単身世帯や核家族^{※1}等が増加し、世帯数は増加傾向にあります。

一方、市民向けアンケート調査では、住民同士のつながりや交流について、「あまり行われていない」又は「全く行われていない」と答えた人の割合が合わせて37%いることから、地域でのつながりが希薄であると感じている人が相当数いることがうかがえます。

また、市や社会福祉協議会が取り組むべきことについて、「気軽に相談できる窓口に関すること」が最も関心が高く（51.5%）、相談しやすい窓口の条件として、「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」が最も多い結果（55.1%）となりました。

加えて、法では、市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めるよう求められています。

これらのことから、市や社会福祉協議会の責務として、どんな困りごとにも受け止めつなげる支援体制づくりや、地域の実状に応じて多様な主体が地域活動に参加・連携できる地域づくりを進めていく必要があります。

第4次プランにおいては、これらをかなえる体制づくりを目指し、以下の重点取組を掲げ、施策を推進していきます。

^{※1} 「核家族」とは、夫婦と未婚の子どもからなる家族や、父親又は母親とその未婚の子ども、又は夫婦のみからなる家族形態のことです。

【第4次飯能市地域福祉計画】（市の取組）

重点取組 どのような困りごとにも受け止めつながる支援体制づくり （包括的支援体制の整備）

〈具体的な取組〉

- ・総合相談窓口の在り方について検討し、相談しやすい窓口の実現.....（P.38）
- ・重層的支援体制整備事業の実施.....（P.40）
- ・つながり続ける支援体制の整備.....（P.41）

【第5次飯能市地域福祉活動計画】 （市民と社会福祉協議会の取組）

重点取組 1 相談支援体制の充実

〈具体的な取組〉

- ・コミュニティソーシャルワーカーのすべてのふくしの森圏域（13圏域）への専任配置.....（P.61）
- ・ふくしの森ステーションのすべてのふくしの森圏域（13圏域）への設置...（P.61）

重点取組 2 多様な地域づくりの推進

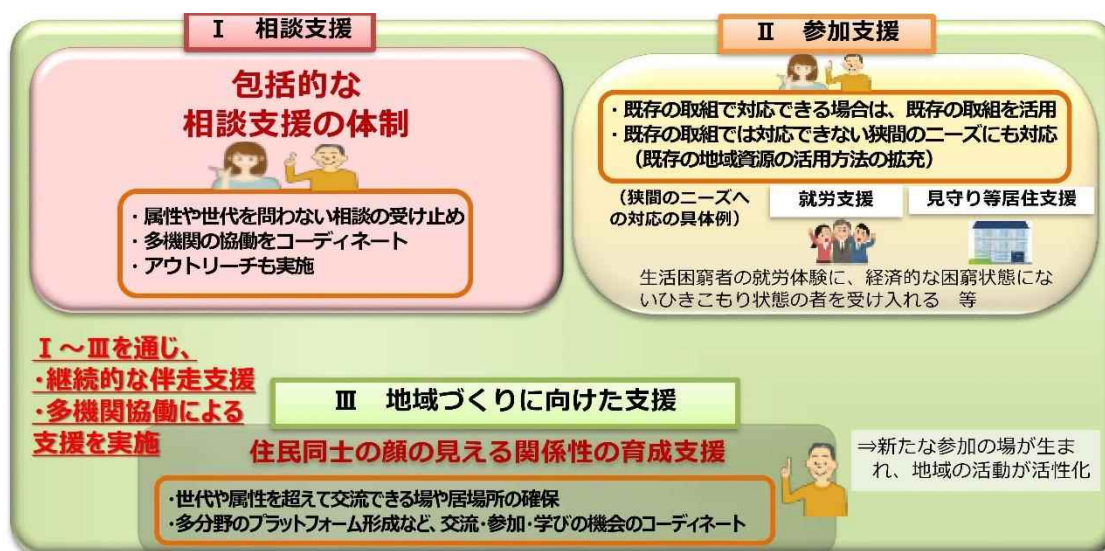
〈具体的な取組〉

- ・多様な居場所づくりへの支援.....（P.57）
- ・圏域別ふくしの森活動計画推進への支援.....（P.57）
- ・ふくしの森リーダーの育成.....（P.60）
- ・情報の発信と共有.....（P.66）

◆包括的支援体制とは？◆

包括的な支援とは、①アウトリーチ^{※1}を含む早期の支援、②本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、③本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、④信頼関係を基盤とした継続的な支援、⑤地域とのつながりや関係性づくりを行う支援などのことです。市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、この包括的支援体制を整備する必要があります。

本市では、①属性を問わない相談支援（断らない相談支援）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて準備を進めています。



出典：厚生労働省 HP 「令和4年度重層的支援体制構築推進人材養成研修 基礎編」資料3
「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（全般）」より引用

※1 「アウトリーチ」とは、社会福祉の分野では支援が必要であるにもかかわらず届いていない人や自ら相談機関に出向くことの難しい人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける取組のことをいいます。

◆重層的支援体制整備事業とは？◆

重層的支援体制整備事業は、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として法に位置付けられ、以下の5つの事業で構成されています。

名 称	内 容
①包括的相談支援事業	総合相談窓口をはじめとする各相談窓口において、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応します。
②多機関協働事業	受け止めた相談のうち、特に複雑化・複合化した事例については、重層的支援会議等により課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。
③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人（支援が届いていない人）に対して、アウトリーチ等を通じ、本人との関係性の構築に向けた支援を行います。
④参加支援事業	相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人に対して、本人のニーズを踏まえたマッチングを行い、社会とのつながりをつくるための支援を行います。
⑤地域づくり事業	交流・参加・学びの機会を生み出し、住民同士のケア・支え合う関係性を育むなど、地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。

以上の各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していきます。

重層的支援体制整備事業イメージ図



第Ⅱ部 「ふくしの森」を育むために (主体別の取組の内容)

第3章 第4次飯能市地域福祉計画・飯能市再犯防止推進計画（市の取組）

第1節 市の重点取組

1 どんな困りごとにも受け止めつながる支援体制づくり （包括的支援体制の整備）

第3次プランにおいて、多機関・多職種連携による相談支援体制の強化などにより適切な支援につなげる取組を行い、また、支え合いの地域づくりの推進により、地域福祉推進組織をはじめとする多様な地域福祉活動や地域の居場所などが充実してきています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、社会が目まぐるしく変化し、また、少子高齢化の進行や世帯人員の減少の影響により、地域社会において住民同士の関係が希薄化していく中で、孤独を感じる人が増加するなどしており、必要な人に必要な支援を届けるためには、地域福祉における支援の在り方も再検討するべき時に来ています。

これらの現状に鑑み、市では、第3次プランまでに育ててきた地域における社会資源の更なる成長を促進するとともに、市民にとって相談しやすい環境を整備し、また、相談支援機関の連携を強化することにより、どんな困りごとにも受け止め、必要な支援につなげることで解決に導いていける支援体制（包括的支援体制）の構築を図ります。

各取組の所属名については、令和6年4月1日現在の名称で掲載しています。

第2節 基本施策

基本目標1【交】交流が生まれる機会と外出しやすい環境をつくろう

- 1 地域の居場所などの交流の場づくり
 - (1) 公共施設等を活用した居場所づくりの充実
 - (2) 居場所・交流の場づくりの支援
- 2 外出支援の仕組みづくりと外出しやすい環境づくり
 - (1) 外出支援の仕組みづくり
 - (2) 外出しやすい環境づくりの推進
- 3 福祉への理解を深める学習の推進
 - (1) 福祉学習の推進
 - (2) 福祉を学ぶ機会の提供

基本目標2【支】支え合いの仕組みをつくろう

- 1 ボランティア活動への支援
 - (1) ボランティア活動への支援
- 2 地域の実状に合わせた支え合いの仕組みづくり
 - (1) 地域福祉推進組織への支援
 - (2) 支え合い活動への支援
- 3 多様な主体との連携
 - (1) 自治会との連携
 - (2) 民生委員児童委員協議会との連携
 - (3) 社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、企業等との連携

基本目標3【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

- 1 制度やサービスにつながる環境づくり
(包括的支援体制の整備)
 - (1) 相談しやすい窓口等の整備
 - (2) 重層的支援体制整備事業等の実施
 - (3) つながり続ける支援の推進
- 2 権利擁護の推進
 - (1) 権利擁護に関する取組の充実
 - (2) 成年後見制度に関する取組の充実
- 3 安心して暮らせる地域づくり
 - (1) 防災・防犯の地域づくり
 - (2) 地域の保健活動の充実
- 4 必要な人に情報が届く仕組みづくり
 - (1) 必要な人に情報が届く仕組みづくり

基本目標 1 【交】 交流が生まれる機会と外出しやすい環境をつくろう

1 地域の居場所などの交流の場づくり

公共施設を活用した既存の居場所づくりを促進するとともに、高齢者や障害のある人、子ども、子育て世代などが相互に交流し、気軽に立ち寄ることができる居場所づくりの活動への支援を行います。

(1) 公共施設等を活用した居場所づくりの充実

取組名	主な取組
①公共施設等を活用した居場所づくりの充実	○地域団体の公共施設の利用に協力します。（関係各課） ○公共施設等において、子どもたちのサードプレイス ^{※1} となるような居場所の充実を図ります。 （子ども支援課、地域福祉課、教育センター） ○公共施設等において、誰でも気兼ねなく安心して過ごすことができる場づくりを進めます。（関係各課）

関連計画等

・子ども・子育て支援事業計画

^{※1} 「サードプレイス」とは、自宅や学校、職場でもない、居心地の良いカフェ等の「第 3 の場所」のことです。

(2) 居場所・交流の場づくりの支援

取組名	主な取組
①様々な担い手による居場所・交流の場づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○母子愛育会※¹が開催する子育て世代や高齢者が交流できる場づくり（子育て交流会や三世代交流会）を事務局として支援します。（保健センター） ○認知症カフェ※²（ひだまりカフェ）や認知症の人を介護する家族の集い（ひだまりのつどい）を支援します。（介護福祉課） ○地域活動支援センター※³による居場所の提供を支援します。（障害福祉課） ○障害福祉サービス提供事業所によるコミュニティレストラン※⁴の取組等を支援します。（障害福祉課） ○地域子育て支援拠点※⁵の運営や地域のこどもの居場所を実施している団体を支援します。（こども支援課）
②新たな居場所・交流の場の創設及び継続的な運営への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害のある人、こども、子育て世代、ひきこもりや不登校の課題がある人など、多様な居場所づくりや交流の場づくりの立ち上げと継続的な運営を支援します。（地域福祉課） ○生活支援コーディネーター※⁶を配置し、地域による居場所づくりを支援します。（介護福祉課） ○空き家など居場所づくりに必要な情報を、関係機関と協力して提供します。（都市計画課） ○サークル活動等団体の活動において、団体を超えて協力し合うことのできる関係づくりを推進します。（生涯学習課、地区行政センター、公民館） ○市の様々な事業にボランティアの機会を組み入れるなど、交流のきっかけを創出します。（関係各課）

関連計画等

- ・山間地域振興計画
- ・介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・障害者計画・障害福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・健康のまちづくり計画

※¹ 「母子愛育会」とは、親と子を中心に地域全体の健康づくりを行うことを目的にした地区組織のことです。

※² 「認知症カフェ」とは、認知症の人や家族、地元の人々などあらゆる人が集まり自由に交流する場所で、社会福祉法人、医療法人、NPO、店舗など多様な主体によって提供されています。

※³ 「地域活動支援センター」とは、障害のある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流等を行う障害者総合支援法上の施設のことです。

※⁴ 「コミュニティレストラン」とは、「食」を通して地域の課題解決を目指す、参加協働型の取組のことです。

※⁵ 「地域子育て支援拠点」とは、市内の保育園（所）などを子育て支援拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場のことです。また、地域の子育て関連情報の提供や、子育て支援に関する講習なども実施しています。

※⁶ 「生活支援コーディネーター」とは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のことです。

2 外出支援の仕組みづくりと外出しやすい環境づくり

暮らしやすい地域の実現のためには、地域の実状に合わせた外出支援の仕組みづくりが重要です。「飯能市地域公共交通計画」と連携した地域主体の交通手段や住民相互の支え合い、道路環境の改善やバリアフリー化の促進などにより外出しやすい環境づくりを進めます。

(1) 外出支援の仕組みづくり

取組名	主な取組
①支援が必要な人への外出支援	○住民主体サービスによる日常生活の支援を通じて、利用者との信頼関係を築き、付き添いによる買い物同行などを支援します。（介護福祉課） ○障害のある人の外出への支援として、タクシー券、自動車燃料費助成制度などの事業を行います。（障害福祉課） ○福祉有償運送 ^{※1} 事業者の参入を支援します。（障害福祉課）
②高齢者の移動支援制度の研究・検討	○自動車の運転ができない高齢者など日常の移動手段に困っている人に対する公共交通の利用を促進するための補助事業について研究、検討します。（交通政策課）

関連計画等

- ・介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・障害者計画・障害福祉計画
- ・地域公共交通計画

^{※1}「福祉有償運送」とは、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者や障害のある人等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められ、NPO法人や社会福祉法人などが、実費の範囲内（営利とは認められない範囲）の対価により、自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う個別の輸送サービスのことです。

(2) 外出しやすい環境づくりの推進

取組名	主な取組
①地域団体等と連携した移動手段の確保	○各地区の地域主体の支え合い団体等との連携により、移動に困っている高齢者等の移動手段の確保について検討・実施します。 (交通政策課、地域福祉課、介護福祉課)
②出かけたくなる環境の整備	○社会福祉協議会が民間と連携して実施する移動販売事業を支援します。(地域福祉課) ○高齢者や障害のある人、子育て世代が安心して利用できる施設環境の整備を進めます。(関係各課) ○市独自のウォーキングインセンティブ事業や、ウォーキングイベントの実施等により、ウォーキングを習慣づけられる仕組みづくりを行います。(保健センター)
③外出しやすい環境整備	○外出しやすい環境づくりや交通マナーの遵守に向けた啓発を行います。(生活安全課、都市計画課、区画整理課) ○安全な道路などの環境整備を進めます。(道路建設課、維持公園課、街路整備課、区画整理課) ○公共交通機関のバリアフリー化や年齢や障害の有無などに関係なく誰でも使いやすい公共交通を目指した施策を推進します。(交通政策課)

関連計画等

- ・ 地域公共交通計画
- ・ 障害者計画
- ・ 健康のまちづくり計画

ふくしの森のスナップ



吾野地区・東吾野地区では、住民主体により、平成30年12月に「奥武蔵らくらく交通」が立ち上がりました。地域住民の移動手段として、また、観光客の移動手段として利用されています。

3 福祉への理解を深める学習の推進

学校や生涯学習の場などにおいて、地域における様々な立場の人との交流、講座、イベントの開催等、福祉を身近に感じることでできる福祉学習の機会の提供を進めます。また、福祉人材の確保に向けた機会の提供を進めます。

(1) 福祉学習の推進

取組名	主な取組
①地域における福祉学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や関係団体との連携・協働による生涯学習機会の充実を図るとともに、各世代のニーズや地域特性に合った学びの提供を進めます。（生涯学習課） ○地域に根差した公民館として、地域課題及び福祉に理解を深めるような講座を開催します。（公民館）
②こころのバリアフリーに向けた学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校において、こころのバリアフリー^{※1}に向けた学習（福祉教育）を推進します。（障害福祉課） ○認知症や認知症の人に対する正しい理解を深めるよう認知症サポーター^{※2}養成講座を企画・開催します。（介護福祉課、公民館）
③学校等における多様な福祉学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員に対する多様な福祉学習に関する理解の促進を図ります。（学校教育課） ○学校等において、福祉に関する出前講座^{※3}を実施します。（地域福祉課、学校教育課、生涯学習課、関係各課） ○学校応援団^{※4}、学校運営協議会^{※5}（コミュニティスクール）等との連携による福祉学習の推進を図ります。（学校教育課）

※1 「こころのバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

※2 「認知症サポーター」とは、認知症に関する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のことです。

※3 「出前講座」とは、市民の皆さんの主催する学習会などに、市の職員が講師として出向き、行政の取組や暮らしに役立つ情報などについてお話する事業のことで、正式名称は飯能市生涯学習出前講座といいます。

※4 「学校応援団」とは、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいいます。なお、「学校応援団」という呼称は、埼玉県教育委員会の施策上の名称として用いているものです。

※5 「学校運営協議会」とは、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるなど、学校運営の一部に参画する役割を担う協議会のことです。

関連計画等

- ・教育振興基本計画
- ・障害者計画
- ・介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・男女共同参画プラン

(2) 福祉を学ぶ機会の提供

取組名	主な取組
①社会福祉施設等でのボランティア受入れ	○社会福祉施設等でのボランティアの受入れを行います。 (障害福祉課、こども支援課、保育課)
②専門職の現場実習への協力	○社会福祉士など専門職の現場実習に協力します。 (地域福祉課、関係各課)

ふくしの森のスナップ



社会福祉施設などでは、ボランティアとともに、様々な活動を展開しています。
(写真は地域活動支援センターでの様子)

基本目標2【支】支え合いの仕組みをつくろう

1 ボランティア活動への支援

あたたかい支え合いによる地域での福祉活動を充実させていくため、地域で支え合う人の充実を目指します。

(1) ボランティア活動への支援

取組名	主な取組
①ボランティア活動への支援	○公共施設の貸出しなど、ボランティア活動を支援します。 （地区行政センター） ○地域の支え合い活動を行うボランティア活動団体へ支援します。 （介護福祉課） ○ピアサポーター ^{※1} による傾聴ボランティアなど、障害のある人が参加できるボランティア活動を推進します。（障害福祉課）
②生活支援コーディネーターによる活動の充実	○各日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、住民支え合い活動団体などの活動を支援します。（介護福祉課）
③ボランティアセンターの運営への支援	○社会福祉協議会が実施するボランティアセンター ^{※2} の運営を支援します。（地域福祉課）

関連計画等

- ・介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・障害者計画・障害福祉計画

※1 「ピアサポーター」とは、同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動である「ピアサポート（peer support）」を行う人のことです。具体的には、認知症カフェや障害のある人のセルフヘルプグループ（自助会）などがあります。

※2 「ボランティアセンター」とは、ボランティア活動への参加を広く呼びかけるとともに、その活動を推進するための様々な支援を行う施設のことで、本市では飯能市社会福祉協議会が運営しています。

2 地域の実状に合わせた支え合いの仕組みづくり

それぞれの地域において、地域福祉推進組織や有償の助け合い団体等、地域課題の解決のための多様な団体が活動されており、これらの団体の活動を充実させるための支援を進めます。

(1) 地域福祉推進組織への支援

取組名	主な取組
①地域福祉推進組織の設立と活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の横断的な連携により、活動拠点の確保など、地域福祉推進組織の設立と継続的な活動を支援します。 (自治振興課、地区行政センター、地域福祉課、関係各課) ○補助金制度による財政的支援などにより、地域福祉推進組織の継続的な活動と事業の充実を支援します。(地域福祉課)

◆地域福祉推進組織の紹介◆

はんのうふくしの森プランでは、第1次プランより地域の実状を踏まえた住民に身近な圏域ごとの取組を推進してきました。その中で設立されたのが地域福祉推進組織です。

地域福祉推進組織は、自治会や民生委員児童委員協議会などの地域団体やボランティア団体、活動の趣旨に賛同した個人などで構成される住民主体の支え合い活動を行う組織です。地域内の様々な団体・個人が参画していることから、それぞれの活動を結びつけるネットワークの役割も果たしています。

令和5年度末現在、市内では7つの圏域で設立され、それぞれ特色ある活動を行っています。

◆地域福祉推進組織の設立状況（設立順） (令和6年3月31日現在)

圏域	名称	設立年月
原市場	原市場地区社会福祉協議会	平成15年3月
名栗	なぐり広場	平成21年11月
加治東	加治東ふれあい広場	平成23年3月
吾野	たすけあいあがの	平成23年6月
東吾野	ふくしの森・東吾野	平成25年3月
南高麗	ささえあい南高麗	平成26年3月
美杉台	あさひやまライフネット	平成30年3月

(2) 支え合い活動への支援

取組名	主な取組
①地域課題の解決に取り組む団体等への支援	<p>○地域の支え合い活動を行うボランティア活動団体へ支援します。 （介護福祉課）（再掲：支 1(1)①）</p> <p>○市民や団体等によるこども食堂^{※1}の活動に対して必要な情報を提供するとともに、広報・周知等を支援します。（こども支援課）</p> <p>○地域課題の解決に取り組む団体等への新たな支援を推進します。 （地域福祉課）</p>
②生活支援コーディネーターによる活動の充実	<p>○各日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、住民支え合い活動団体などの活動を支援します。（介護福祉課） （再掲：支 1(1)②）</p>
③ピアサポート活動の推進	<p>○ピアサポート活動の取組を推進します。 （地域福祉課、生活福祉課、障害福祉課、介護福祉課、保健センター）</p>

関連計画等

- ・介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・子どもの貧困対策に関する計画
- ・障害者計画・障害福祉計画
- ・自殺対策計画

※1 「こども食堂」とは、地域住民や自治体が主体となり、無料又は低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場のことをいいます。

3 多様な主体との連携

地域福祉の推進にあたっては、分野の垣根を超えた多様な主体の協力が鍵になります。様々な地域課題の解決に向けた多種多様な取組を充実させるため、自治会や民生委員児童委員協議会のほか、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、企業等との連携・協働を進めます。

(1) 自治会との連携

取組名	主な取組
①自治会加入の促進	○自治会加入を促進し、自治会の活動を支援します。 (自治振興課、地区行政センター)
②自治会と地域団体との連携への支援	○自治会と地域団体との連携を支援します。 (自治振興課、地区行政センター、関係各課)

ふくしの森のスナップ



飯能市自治会連合会と飯能市民生委員児童委員協議会は、年に一度情報交換会を開催し、各地域において、地域課題の解決などに連携して取り組めるよう、関係づくりを行っています。

(2) 民生委員児童委員協議会との連携

取組名	主な取組
① 民生委員・児童委員と連携による地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員に各種制度の周知の協力を求めるとともに、必要な情報の共有等により地域課題の解決に向けた取組を進めます。(地域福祉課) ○ 家庭児童相談室が民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、地域の児童の健やかな育成に関する活動支援、必要な情報の提供、援助、指導を実施します。(こども支援課)
② 民生委員・児童委員と諸団体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター^{※1}と民生委員・児童委員との連携を強化し、地域の見守りネットワークの構築を進めます。(介護福祉課) ○ 障害者相談支援事業所^{※2}等と民生委員・児童委員との更なる連携を図ります。(障害福祉課)
③ 民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員児童委員協議会の運営を支援し、活動しやすい環境をつくります。(地域福祉課)

関連計画等

- ・ 介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・ 次世代育成支援行動計画

◆ 民生委員・児童委員とは？ ◆

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、全ての民生委員は児童委員を兼ね、ボランティアとしてそれぞれが担当する地域で活動しています。民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、高齢者や障害のある人の安否確認や見守り、こどもたちへの声かけなどを行っています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなどの「身近な相談相手」となっています。

また、相談者が自ら課題を解決する糸口を見つけることができるよう支援し、適切な専門機関とのつなぎ役をしています。

主任児童委員は、こどもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、地区内の区域を持たず民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

なお、民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。あなたのご近所にも民生委員・児童委員がいます。お気軽にご相談ください。



参照：全国民生委員児童委員連合会

※1 「地域包括支援センター」とは、主に65歳以上の高齢者の相談、支援や介護が必要となるおそれが高い方への介護予防、介護保険申請や要支援者のケアマネジメント、成年後見制度の紹介や虐待の予防など、高齢者が住み慣れた地域で暮らすための支援を行う機関のことで。

※2 「障害者相談支援事業所」とは、障害のある人の生活の困りごとに対して幅広く対応している窓口のことで。

(3) 社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、企業等との連携

取組名	主な取組
①市民活動団体等による事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題の解決のための市民活動団体の事業を支援します。(自治振興課) ○多様な課題を抱える人を対象とした居場所づくりや交流の場づくりに取り組む団体等を支援します。(地域福祉課、こども支援課)
②企業等との連携による協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業等との連携により、高齢者などの地域の見守り活動を推進します。(地域福祉課、介護福祉課) ○社会福祉協議会と商工会議所等との連携を支援します。(地域福祉課、産業振興課)
③飯能市社会福祉法人地域公益活動等連絡会の活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○飯能市社会福祉法人地域公益活動等連絡会の活動に協力します。(地域福祉課)
④飯能市障害者支援協議会による連携	<ul style="list-style-type: none"> ○飯能市障害者支援協議会^{※1}により、地域の連携を強化します。(障害福祉課)

関連計画等

- ・ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・ 子ども・子育て支援事業計画

※1 「飯能市障害者支援協議会」は、障害のある人もない人も地域で普通に暮らしていくことができるよう、当事者やその家族、支援者、行政などが課題について話し合いを行う場です。

基本目標3【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

1 制度やサービスにつながる環境づくり（包括的支援体制の整備）

誰もが気軽に相談できる環境を整備します。また、多様な課題に対応するため、重層的支援体制整備事業等を実施し、専門職や地域の関係機関の分野を超えた連携・協働に基づく支援体制の整備を進めます。

(1) 相談しやすい窓口等の整備

取組名	主な取組
<p>①あらゆる場面において相談しやすい環境の充実【重点取組】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター、すこやか福祉相談センター※¹などにおいて、分野を超えた複合的な課題も受け止め、必要な支援につなげます。（介護福祉課、障害福祉課） ○保護者の就労状況や希望を伺いながら、保護者のニーズと保育サービス等を適切に結びつける保育コンシェルジュ※²を配置します。（保育課） ○マイ保育所事業※³をすべての市立保育所で実施し、子育て家庭のよりどころとして充実を図ります。（保育課） ○公認心理師※⁴や相談員による児童・生徒や保護者の相談や就学への相談体制を進めます。（教育センター） ○家庭児童相談室※⁵や子育て総合センターにおける子育て支援総合コーディネーター※⁶による子育て相談、公認心理師・臨床心理士による相談を実施します。（こども支援課） ○基幹相談支援センター※⁷・児童発達支援センター※⁸を設置します。（障害福祉課） ○「困難な問題を抱える女性※⁹」への支援として、女性相談を実施します。また、DV※¹⁰被害者への支援として、配偶者暴力相談支援センター※¹¹においてDV相談を実施し、相談体制の充実を図ります。（自治振興課） ○各圏域へのコミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーターの配置を支援し、身近で相談しやすい体制を整備します。（地域福祉課、介護福祉課） ○ふくしの森ステーションの充実を支援します。（地域福祉課） ○あらゆるふくし課題を受け止めることができる総合相談窓口を整備します。（地域福祉課、生活福祉課）

関連計画等

- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・男女共同参画プラン

◆相談しやすい窓口の実現に向けて◆

市では、平成22年度に相談・窓口対応に関する基本方針をまとめ、福祉の部署及び関係課を総合相談窓口と捉え、①各部署の連携を含めた相談・窓口対応に関する体制の整備、②職員個々の接遇技術、相談技術及び他法他施策の知識の習得により、市民の視点に立ち、スピーディーかつ質の高いサービスの提供を目指して取り組んできました。

また、ふくしの森ステーションにおいてコミュニティソーシャルワーカーによる個別支援が開始されたほか、地域包括支援センター、すこやか福祉相談センターの設置など、相談窓口の拡充が図られてきました。

今後、さらに多様な市民ニーズに応えられるよう、既存の相談機関において包括的に相談に応じることを広く周知するとともに、市民にとって分かりやすく、一つの場所で気軽に相談できる窓口の実現を目指します。

- ※1 「すこやか福祉相談センター」とは、本市において障害のある人やその家族などの福祉に関する相談に対応する相談機関のことで、障害の種類や障害者手帳の有無にかかわらず、誰でも相談することができます。
- ※2 「保育コンシェルジュ」とは、こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等の情報を提供するとともに、必要に応じて相談・助言等を行う専門の相談員のことで、
- ※3 「マイ保育所事業」とは、妊産婦や子育て中の方が身近で地域住民が利用しやすい場所である保育所をマイ保育所として登録し、保育所から様々なサービスを受けることで、子育ての楽しさやノウハウを習得してもらい、妊娠中からこどもが就学するまでの特に不安の多い時期に子育て中の親子が安心して、楽しく、仲よく幼児期の子育てができるようにするための事業です。
- ※4 「公認心理師」とは、保健医療、福祉、教育などの幅広い分野において、心理学に関する専門的知識と技術をもって、対象者へ指導や助言、援助を行う専門家のことで、
- ※5 「家庭児童相談室」とは、市区町村が設置しているこどもに関する相談機関のことで、こどもの養育や家庭環境、心やからだ、虐待などのこどもに関する問題について、相談員が対応します。
- ※6 「子育て支援総合コーディネーター」とは、地域子育て支援拠点など親子が継続的に利用できる施設で、個別の家庭状況を踏まえた支援のコーディネートを行う人のことで、
- ※7 「基幹相談支援センター」とは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する相談等の業務を総合的に行う機関のことで、
- ※8 「児童発達支援センター」とは、障害のある児童の通園事業をはじめ、その家族からの相談や、障害のある児童を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な役割を担い、併せて発達を支援するための窓口を行う機関のことで、
- ※9 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）のことをいいます。
- ※10 「DV」とは、「ドメスティック・バイオレンス」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことを指します。
- ※11 「配偶者暴力相談支援センター」とは、配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者を支援する機関のことで、また、埼玉県においても埼玉県婦人相談センター及び埼玉県男女共同参画推進センター（愛称：With You さいたま）に設置しています。

(2) 重層的支援体制整備事業等の実施

取組名	主な取組
<p>①重層的支援体制整備事業等の実施 【重点取組】</p>	<p>○重層的支援体制整備事業を実施し、複雑な課題を抱える世帯の課題解決に向けた検討の場を設けるなど、相談支援体制の強化に取り組みます。（地域福祉課）</p> <p>○生活困窮者自立支援制度^{※1}による住まい支援の強化に向けた検討を行います。（生活福祉課）</p> <p>○生活困窮者、障害のある人、高齢者、ひとり親家庭など、就労に困難を抱える人に対する支援を充実します。（生活福祉課、障害福祉課、介護福祉課、こども支援課）</p> <p>○ひきこもりなど制度の狭間に陥りがちな課題を抱えた相談者への適切な支援体制を整備します。（地域福祉課、生活福祉課）</p> <p>○多くの相談を受ける支援者に対する支援の仕組みを構築します。（地域福祉課、生活福祉課）</p>
<p>②多職種・多機関連携による支援体制の強化 【重点取組】</p>	<p>○多様な課題を抱える生活困窮者の相談に応じるとともに、関係する支援部署との連携を充実させ、分野横断的な支援を行います。（生活福祉課）</p> <p>○「困難な課題を抱える女性」への支援として、相談窓口の充実のほか、他機関との連携を強化し適切な支援を行います。（自治振興課）</p> <p>○障害福祉事業を実施する市内すべての法人が参画する地域生活支援拠点（面的整備）^{※2}について機能の強化を図ります。（障害福祉課）</p> <p>○飯能市障害者支援協議会により、地域の連携を強化します。（障害福祉課）（再掲：支3(3)④）</p> <p>○保健、医療、福祉、教育、労働などの各分野及び関係機関との連携により、こころの健康づくりや自殺対策に関する事業を進めます。（保健センター、障害福祉課、介護福祉課）</p>

関連計画等

- ・ 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・ 介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・ 自殺対策計画
- ・ 男女共同参画プラン
- ・ ひとり親家庭自立促進計画
- ・ 子どもの貧困対策に関する計画

^{※1} 「生活困窮者自立支援制度」とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする制度のことで

^{※2} 「地域生活支援拠点（面的整備）」は、障害児のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実状に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことで、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を「面的整備型」といいます。

(3) つながり続ける支援の推進

取組名	主な取組
①つながり続ける支援の推進 【重点取組】	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師や助産師等が、妊娠から出産、子育てに関する相談に対応し、安心して子育てができるようサポートします。 (こども支援課、保健センター) ○相談支援専門員^{※1}等による訪問支援の質の向上を図ります。 (障害福祉課) ○こころの健康づくりに関する普及啓発と相談支援を進めます。 (保健センター) ○各圏域へのコミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーターの配置を支援し、身近で相談しやすい体制を整備します。 (地域福祉課、介護福祉課) (再掲：安1(1)①) ○犯罪や非行をした人等に対する支援を充実させ、再犯を防止するとともに自立を促進します。(地域福祉課) (後掲：「飯能市再犯防止推進計画」を参照)

関連計画等

- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・再犯防止推進計画
- ・自殺対策計画

※1 「相談支援専門員」とは、障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う専門職のことです。

2 権利擁護の推進

自らの権利を表明することが難しい人の人権や財産などを守るために、権利擁護の大切さや成年後見制度の理解のための講座等を開催します。また、成年後見支援センターと関係機関による相談支援体制の充実を図ります。

(1) 権利擁護に関する取組の充実

取組名	主な取組
①権利擁護に関する取組の充実	○関係機関との連携により、虐待の防止や早期発見、迅速・丁寧な対応に取り組めます。（障害福祉課、介護福祉課、こども支援課） ○こども基本法における意見表明機会を確保し、こどもの意見をこども施策の策定等に反映します。（こども支援課） ○障害のある人などの権利擁護及び差別の解消の取組を推進します。（障害福祉課、関係各課） ○学校などにおけるインクルーシブ ^{※1} な教育を推進するための基盤を整備します。（障害福祉課、学校教育課） ○ケアラー ^{※2} への理解促進、支援につながる広報活動を実施します。（地域福祉課、介護福祉課、関係各課） ○あらゆる機会を通じて、権利擁護に関する周知・啓発を行います。（関係各課）

関連計画等

- ・介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・障害者計画・障害福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画

※1 「インクルーシブ」とは、「包摂」や「包みこむ」という意味で、障害の有無や性別、人種などの違いを認め合い、すべての人がお互いの人権と尊厳を大事にして生きていけるという理念を表しています。

※2 「ケアラー」とは、高齢、身体上又は精神上の障害あるいは疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人のことであり、そのうち18歳未満の人を「ヤングケアラー」といいます。

(2) 成年後見制度に関する取組の充実

取組名	主な取組
①成年後見制度に関する取組の充実	○成年後見制度の広報・啓発などを通じ利用促進を行います。 （介護福祉課、障害福祉課、地域福祉課） ○制度利用に対する費用助成制度を拡充します。 （介護福祉課、障害福祉課、地域福祉課） ○社会福祉協議会が行う法人後見事業 ^{※1} を支援します。（地域福祉課）

関連計画等

- ・成年後見制度利用促進基本計画
- ・障害者計画・障害福祉計画

◆飯能市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました◆

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等の理由により、判断能力が不十分な人の判断能力を補い、契約等の法律行為に必要な意思決定を支援して、本人の権利や利益を擁護するための制度です。

市では、認知症高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人が、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを目指し、令和4年度～令和8年度を計画期間とする「飯能市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

この計画では、積極的な広報・啓発活動の実施や、中核機関である「飯能市成年後見支援センター」を設置し、行政・司法・民間が三位一体となって本人を支援する地域連携ネットワークの構築に取り組むことなどにより、基本理念である「誰もが住み慣れた地域で 共に支えあいながら 尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるまち」の実現を目指していきます。



※1 「法人後見」とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

3 安心して暮らせる地域づくり

地域において防災訓練や災害時要援護者^{※1}支援を進め、災害発生時の円滑な支え合い活動を目指します。また、地域の保健活動と連携し、すこやかに安心して生活を送ることができる地域づくりを目指します。

(1) 防災・防犯の地域づくり

取組名	主な取組
①連携による防災・防犯の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の自主防災組織^{※2}の防災訓練などを支援します。 (防災危機管理室、地区行政センター) ○災害時要援護者避難支援プランの普及と啓発を行います。 (防災危機管理室、地域福祉課、障害福祉課、介護福祉課) ○高齢者、障害のある人、子ども、外国人など様々な人の避難訓練などへの参加を推進します。 (防災危機管理室、地域福祉課、障害福祉課) ○企業等との連携により、高齢者などの地域の見守り活動を推進します。 (地域福祉課、介護福祉課) (再掲：支3(3)②) ○防災や防犯に関する周知・啓発について、民生委員・児童委員に協力を求めます。 (地域福祉課) ○登下校の見守りや子どもを守る家^{※3}など、暮らしの安全を守る事業を進めます。 (生活安全課、学校教育課)
②防災・防犯意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの安全を確保するため、警察署の協力を得ながら、幼稚園、保育所及び小・中学校で防犯意識を高めるための講習を実施します。 (保育課、学校教育課) ○出前講座などにより、防災意識の醸成や振り込め詐欺被害防止などの啓発を進めます。 (防災危機管理室、生活安全課、生涯学習課)
③要配慮者への防災施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害特性に配慮した防災対策を推進します。 (障害福祉課) ○福祉避難所^{※4}の充実をはじめ、要配慮者の避難生活の支援体制を構築します。 (地域福祉課、障害福祉課、介護福祉課、防災危機管理室)

※1 「災害時要援護者」とは、災害が起きたとき、避難が遅れ大きな被害を受けやすい高齢者や障害のある人、乳幼児、傷病者、外国人など、なんらかの手助けが必要な人（避難行動要支援者）のことで。

※2 「自主防災組織」とは、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯感に基づき、地域の人々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のことをいいます。

※3 「子どもを守る家」とは、地域ぐるみで子どもたちの安全を確保することを目的に、緊急時に安心して助けを求め駆け込める場所のことで、民家、店舗、事業所等に協力を依頼して設置されています。

※4 「福祉避難所」とは、災害が発生し、特に避難の長期化が予想される場合に、障害のある人や介護度の高い人など一般の人と避難所生活を続けるのが困難である特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所です。

関連計画等

- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・障害者計画
- ・地域防災計画
- ・教育振興基本計画

(2) 地域の保健活動の充実

取組名	主な取組
①地域の保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none">○市民の健康増進のため、ウォーキングから始める健康づくりを推進します。（保健センター）○各種健診（検診）や講座により、生活習慣病^{※1}などの予防及び改善事業を進めます。（保健センター）○こころの健康づくりに関する普及啓発と相談支援を進めます。（保健センター）○保健師や管理栄養士などによる、地域での保健活動を進めます。（保健センター）○地域で安心して在宅生活を継続していける地域づくりのため介護予防及び生活支援サービスの充実を図ります。（介護福祉課）○介護福祉関係機関等及び医療機関等において情報共有を行い、在宅医療^{※2}及び介護を一体的に提供する体制の構築を目指します。（介護福祉課）

関連計画等

- ・健康のまちづくり計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・介護保険事業計画及び老人福祉計画
- ・自殺対策計画

※1 「生活習慣病」とは、食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称で、日本人の死因の上位を占めるがんや心臓病、脳卒中は、生活習慣病に含まれます。

※2 「在宅医療」とは、通院が困難な患者さんの自宅や高齢者向けの施設などに医師や看護師などが訪問して、診察や治療、健康管理などを行う医療のことをいいます。

4 必要な人に情報が届く仕組みづくり

市の施策や地域で行われている様々な取組に関する情報が、多くの人に的確に届き伝わるよう、多様な媒体による分かりやすい情報の発信と共有を進めます。

(1) 必要な人に情報が届く仕組みづくり

取組名	主な取組
①必要な人に情報を届ける環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが理解しやすく、伝わりやすい情報を発信します。（関係各課） ○広報紙・ホームページをはじめ、SNS^{※1}や外部メディアなど多様な媒体を活用して情報を発信します。（関係各課） ○「ふくしの森」の情報をSNSや飯能市ご当地アプリ^{※2}などを利用して発信します。（地域福祉課）
②ほしい情報が手に入る仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○市民向けの情報サイトにより、地域における社会資源^{※3}の情報を提供します。（地域福祉課） ○聴覚・視覚障害のある人等の情報アクセシビリティ^{※4}の改善向上に向けて取り組みます。（障害福祉課） ○孤独・孤立で悩みを抱えている人が各種支援制度や相談先を探しやすくなるよう、情報発信手法を工夫します。（地域福祉課）
③はんのうふくしの森プランの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる機会を通じて「はんのうふくしの森プラン」を周知し、認知度の向上を目指します。（地域福祉課）

関連計画等

- ・障害者計画・障害福祉計画
- ・教育振興基本計画

※1 「SNS」とは、「ソーシャルネットワーキングサービス」の略で、インターネット上でユーザー同士が交流できる仕組みのことです。

※2 「飯能市ご当地アプリ」とは、飯能市が運営する公式アプリのことで、飯能市のイベント情報や子育て情報、スポット検索、ごみ収集カレンダー、飲食店などのクーポンダウンロードなど様々な機能が利用できます。

※3 「社会資源」とは、社会福祉の支援を行う過程で用いられる資源のことをいいます。なお、地域における社会資源としては、家族や友人・知人、近隣の人、自治会、地域活動団体、ボランティアなど制度化されていない社会資源があげられます。

※4 「情報アクセシビリティ」とは、高齢者や障害のある人をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できる考え方のことをいいます。

第3節 飯能市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国において、刑法犯検挙者数は減少傾向にありますが、再犯をする人の割合（以下「再犯者率」という。）は依然として高い水準にあります。犯罪をした人たちの中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人たちがいることに鑑み、地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境づくりを推進することを目的とし、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

なお、犯罪をした人の社会復帰にあたっては、関係機関等との連携をはじめ、犯罪をした人の抱える生きづらさへの理解を地域ぐるみで深めていくことが不可欠です。よって、再犯防止の取組は、地域福祉の一環として展開する必要があることから、本節を「飯能市再犯防止推進計画」として位置付け、「飯能市地域福祉計画」に内包した計画として策定します。

2 現状と課題

(1) 刑法犯検挙の状況

令和4年度における飯能警察署管内の刑法犯検挙者数は188人で、うち初犯者が90人、再犯者が98人で（図1）、再犯者率は52.1%となっています。同年の埼玉県における刑法犯検挙者数は9,573人で、うち初犯者が4,886人、再犯者が4,687人で（図2）、再犯者率は49.0%となっており、いずれも検挙者の約半数が再犯者となっています。全国的にも刑法犯検挙者数は減少傾向にありながらも、再犯者率は依然として高い水準にあります（図3）。

また、年齢別刑法犯検挙割合は、20歳未満は減少傾向にありますが、その他の年代は高い割合で推移しています（図4）。

図1：飯能警察署管内 刑法犯検挙者数の推移（人） 図2：埼玉県内 刑法犯検挙者数の推移（人）

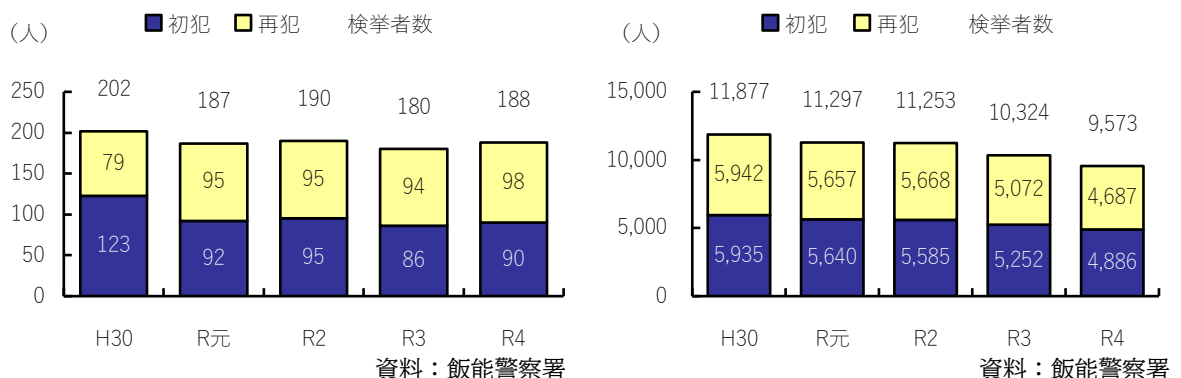
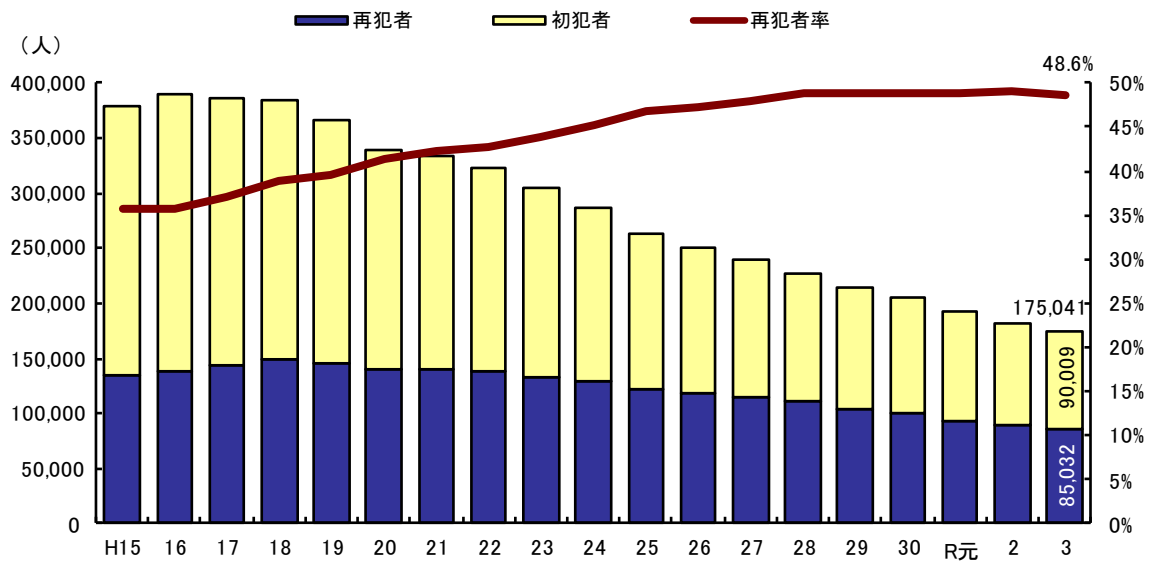
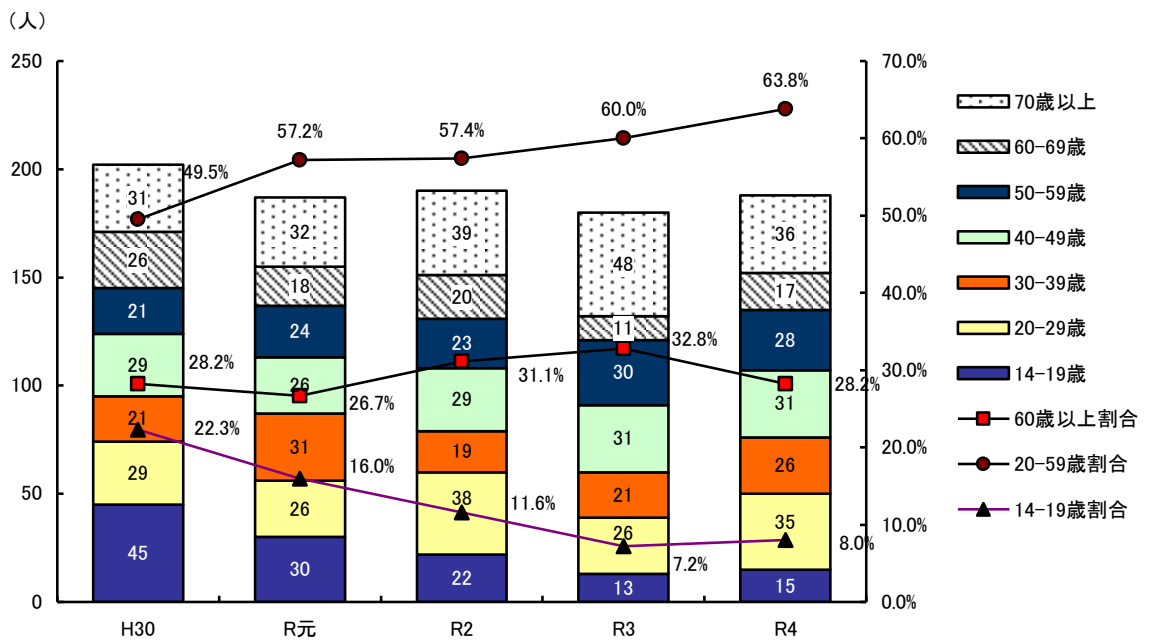


図 3：全国 刑法犯検挙者数及び再犯者の推移



資料：法務省「第二次再犯防止推進計画（概要版）」より引用

図 4：飯能警察署管内 年齢別刑法犯検挙者数及び年齢別刑法犯検挙割合の推移



資料：飯能警察署

(2) 保護司等の現状

飯能地区（飯能市、日高市、毛呂山町、越生町）で活躍する保護司の数は、令和5年1月1日現在で45人で、定数49人に対し、充足率が91.8%となっています（図5）。

また、保護観察年間取扱件数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年1月1日現在の保護観察件数は31件です（図6）。

図5：保護司数の推移（飯能地区）※各年1月1日現在

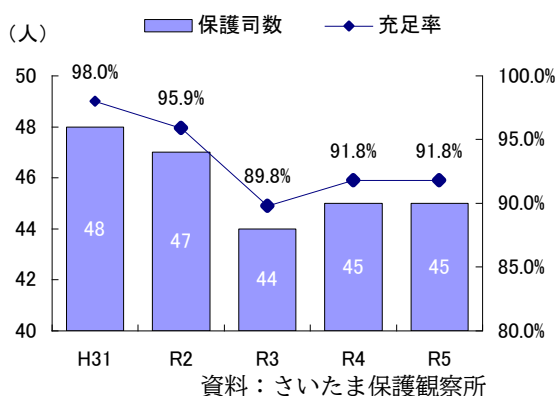
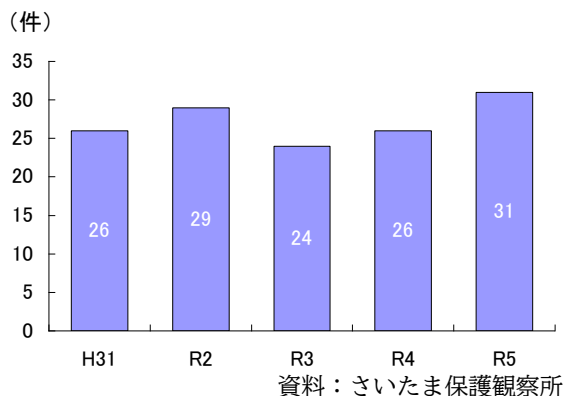


図6：保護観察件数（飯能地区）※各年1月1日現在



◆更生保護とは？◆

犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、“地域のチカラで支えていく”こと

(1) 保護司とは

犯罪や非行により「保護観察^{※1}」を受けることになった人の生活を見守り、相談や指導を行い、また、地域における犯罪や非行を防止する活動にも取り組む法務大臣から委嘱されたボランティアのことです。

(2) 飯能地区保護司会飯能支部 年間を通しての活動

- ①「社会を明るくする運動^{※2}」の実施（毎年度7月1日に実施：市街地でのキャンペーン等）
- ②地域及び学校との連携
 - ・隔年で民生委員児童委員協議会地区会長と連絡会を実施
 - ・毎年度市立小・中学校長と意見交換会を実施
- ③情報交換会
 - ・年度内6回実施（奇数月に実施）
 - ・保護司が意見交換を行い、自己研鑽及び再犯防止につなげる。



※1 「保護観察」とは、犯罪をした人、又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うことをいいます。

※2 「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、昭和26年から始まった全国的な運動です。

3 主な取組

(1) 保護司会・更生保護女性会^{※1}等との連携

保護司会、更生保護女性会を支援し、「社会を明るくする運動」をはじめとする事業を連携して進め、地域の人たちの理解促進などにつながる啓発等を行います。

また、身近な相談相手である民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域で見守り・支え合い活動に取り組む団体などを対象とし、再犯防止や更生保護の取組について課題が共有できるよう情報提供を行います。

(2) 生活困窮者自立支援の推進

就労支援や居住支援など、生活困窮者の生活の立て直しを支援することで、罪を犯すことなく、安定した暮らしが実現するように支援します。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用促進

支援が必要な犯罪をした人に対し、適切な保健医療・福祉サービスに繋げることを目指します。また、孤独を感じる人や孤立している人に地域の居場所などを提供できるよう、地域づくりに向けた取組を支援していきます。

(4) 国や県の機関等との連携

さいたま保護観察所^{※2}が実施する更生保護地域連携拠点事業^{※3}に協力します。また、飯能警察署との連携により、青少年健全育成活動や防犯の啓発活動による犯罪を起こさせない地域づくりの推進など、犯罪防止の取組に協力します。

また、薬物の乱用防止の観点から、保健所や民間団体と連携し啓発等を行っていきます。

※1 「更生保護女性会」とは、犯罪や非行のない明るい地域社会を実現するために、地域の犯罪予防活動や、犯罪や非行をした人たちの更生支援活動を行うボランティア団体のことです。

※2 「保護観察所」とは、刑務所等の矯正施設でなく、社会の中で保護観察を行うための行政機関のことです。

※3 「更生保護地域連携拠点事業」とは、刑務所出所者等に対する「息の長い支援」を確保するため、「地域支援コーディネーター」を配置し、地域支援体制整備業務（支援団体による地域支援ネットワークの構築等）及び支援者支援業務（支援団体からの支援活動に関する相談への対応等）を実施する事業です。

第4章 第5次飯能市地域福祉活動計画 (市民と社会福祉協議会の取組)

第1節 社会福祉協議会の重点取組

1 相談支援体制の充実

(1) コミュニティソーシャルワーカーのすべてのふくしの森圏域 (13 圏域) への専任配置

コミュニティソーシャルワーカーは、第1次プランから各地域への配置を進め、市内7か所に設置したふくしの森ステーションを拠点として活動しています。

第4次プランでは、「地域共生社会」の実現を目指し、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する「個別支援」と、地域の生活課題解決に向け地域活動の活性化を図る「地域支援」をさらに強化するため、すべてのふくしの森圏域(13圏域)にコミュニティソーシャルワーカーの専任配置を目指します。

(2) ふくしの森ステーションのすべてのふくしの森圏域(13 圏域) への設置

コミュニティソーシャルワーカーの活動拠点であるとともに、市民にとっての身近な相談窓口であるふくしの森ステーションをすべてのふくしの森圏域(13圏域)への設置を目指します。

◆コミュニティソーシャルワーカーとは？◆

コミュニティソーシャルワーカーとは、地域福祉を推進するため、地域に出向いた「個別支援」と、地域の生活課題解決に向けた「地域支援」の二つの役割を担う専門職のことで、

具体的には、以下の取組を行っています。

①ふくしのなんでも相談員【個別支援】

地域の身近な「ふくしのなんでも相談員」として、ふくしの森ステーション（各
地区行政センター、福祉センター等に設置）を拠点に、ご自宅等へ出向いて相談に
応じます。

また、解決が難しい困りごとについても、様々な専門相談機関や地域の人々との
ネットワークのもと、協力して生活課題の早期解決あるいは継続的な支援へと結び
つけ、地域での暮らしをサポートします。

【活動の例】

- 1) 福祉制度や行政サービスを活用して解決にあたります。
- 2) 適切な制度やサービスがない場合は、地域住民・ボランティアと連携して解決
にあたります。
- 3) 地域で孤立することがないように、各団体の活動を紹介し、地域で孤立しない
よう支援します。

②地域支え合い活動の伴走者【地域支援】

各圏域では、居場所づくりや生活の支え合いなど、地域福祉推進組織やボランテ
ィア団体などによって様々な活動が行われています。

このような地域での支え合いの活動が継続し、さらに活発になるよう、活動され
ている人々の「伴走者」となり、ネットワークづくりを行いながら、悩みごとに寄
り添い、誰もが安心して暮らせる地域をつくります。

【活動の例】

- 1) 地域活動に関する相談対応
- 2) イベント開催や広報紙発行における技術的支援
- 3) 補助制度や地域課題に関する情報提供



2 多様な地域づくりの推進

(1) ふくしの森リーダーの育成

地域活動者と協働し、新たに地域活動を立ち上げる、既存活動の後継者になるなど、自身が中心となって地域活動に取り組んでいくふくしの森リーダーの育成に取り組みます。

①はんのうふくしの森みらいカレッジ（ふくしの森リーダー養成研修）の開催

地域活動に取り組む上で必要となる“知識、体験、つながり”を得て、ふくしの森リーダーとしての活動を始める機会として、専門知識を有する講師、地域活動者、各相談機関の協力のもと開催します。

②はんのうふくしの森プラン推進市民会議の開催協力

ふくしの森リーダーをはじめとした地域活動に取り組む人々が交流し、学びを深める機会として開催に協力します。

③「伴走者」としての継続的な活動支援

コミュニティソーシャルワーカーがふくしの森リーダーをはじめとした地域活動に取り組む人々の伴走者となり、悩みごとに寄り添い、継続的な支援に取り組みます。

◆ふくしの森リーダーとは？◆

新たに地域活動を立ち上げる、既存活動の後継者になるなど、自身が中心となって地域活動に取り組んでいく人をいいます。

～ふくしの森リーダーの活動例～

- ① 仲間を募ってこどもの居場所を立ち上げた。
- ② 新たな担い手として地域の活動団体に参画した。
- ③ 地域の活動団体の後継者となった。
- ④ 身近に困りごとのある人の存在に気付きコミュニティソーシャルワーカーと協働した。

(2) 情報の発信と共有／(3) 多様な居場所づくりへの支援

「はんのうふくしの森プラン」をはじめとした各種福祉情報について、より多くの人に知ってもらうための情報発信に取り組みます。

住民同士が出会い、参加することのできる場や支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネートを行います。

交流の場への参加により、必要な情報の提供及び助言をするとともに、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

(4) 圏域別ふくしの森活動計画推進への支援

地域住民や地域福祉推進組織、自治会、民生委員児童委員協議会などの団体、社会福祉法人、福祉関係事業所、企業などが参画して「圏域別ふくしの森活動計画」の推進に関する話し合いを行う「ふくしを話し合う会」等への情報提供及び技術支援を行います。

■ふくしの森ステーションの設置状況（令和6年3月31日現在）



◆ ふくしの森ステーション一覧 ◆

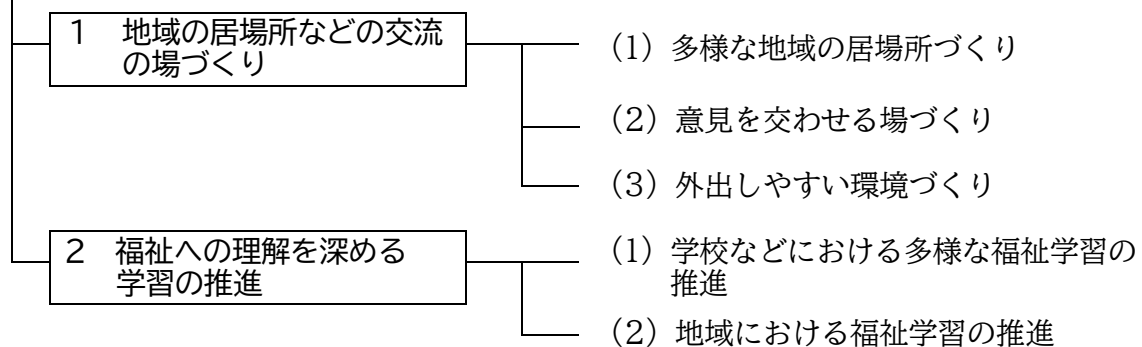
名称	対象圏域	設置場所	連絡先
ふくしの森ステーションかじ	加治東 加治	加治東地区 行政センター	070-7792-2423 station-kaji@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーションみすぎだい	美杉台	美杉台地区 行政センター	070-7792-2426 station-misugidai@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーションみなみこま	南高麗	南高麗 福祉センター	070-7792-2431 station-minamikoma@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーションあがの	吾野	吾野地区 行政センター	070-7792-2433 station-agano@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーションひがしあがの	東吾野	東吾野地区 行政センター	070-7792-2436 station-higasiagano@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーションはらいちば	原市場	原市場 福祉センター	070-7792-2440 station-haraichiba@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーションなぐり	名栗	保健センター 名栗分室	070-7792-2446 station-naguri@hannosyakyō.or.jp

※FAX 番号は、各ステーション共通で 042-973-8941

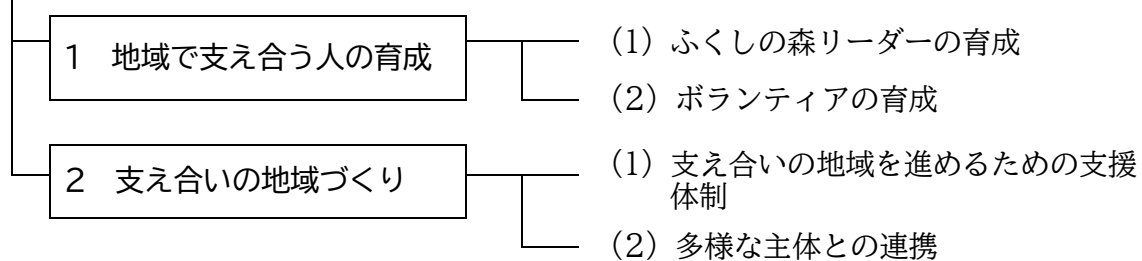
※飯能中央、第二区、富士見、精明及び双柳にお住まいの方は総合福祉センターへ
(連絡先 070-7792-2450/tiikifukusi@hannosyakyō.or.jp)

第2節 基本施策

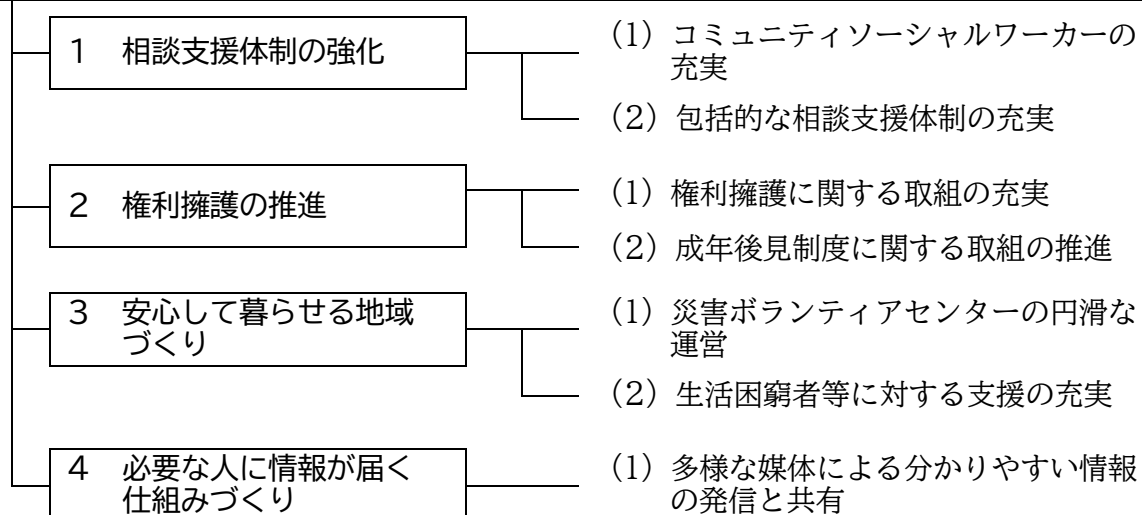
基本目標 1【交】 交流が生まれる機会と外出しやすい環境をつくろう



基本目標 2【支】 支え合いの仕組みをつくろう



基本目標 3【安】 安心して暮らせる仕組みをつくろう



基本目標 1 【交】 交流が生まれる機会と外出しやすい環境をつくろう

1 地域の居場所などの交流の場づくり

既存の居場所づくりを促進するとともに、多様な主体による居場所づくりへの支援を行います。また、「ふくしを話し合う会」等で、地域でできることを考える機会をつくとともに話し合いの進め方に関する学習の機会を提供します。

(1) 多様な地域の居場所づくり

取組名	主な取組
①地域の居場所づくりへの支援【重点取組 2】	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体による居場所づくりに必要な支援を行います。(地域福祉推進係) ○社会福祉法人を含めた多様な団体と連携した地域の居場所づくりを支援します。(地域福祉推進係) ○総合福祉センター及び美杉台児童館でのサロン等の活動を支援します。(施設管理係)
②多様な交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○総合福祉センター（高齢者、障害のある人、こども）の利用者間において交流が深まる事業を実施します。(施設管理係)

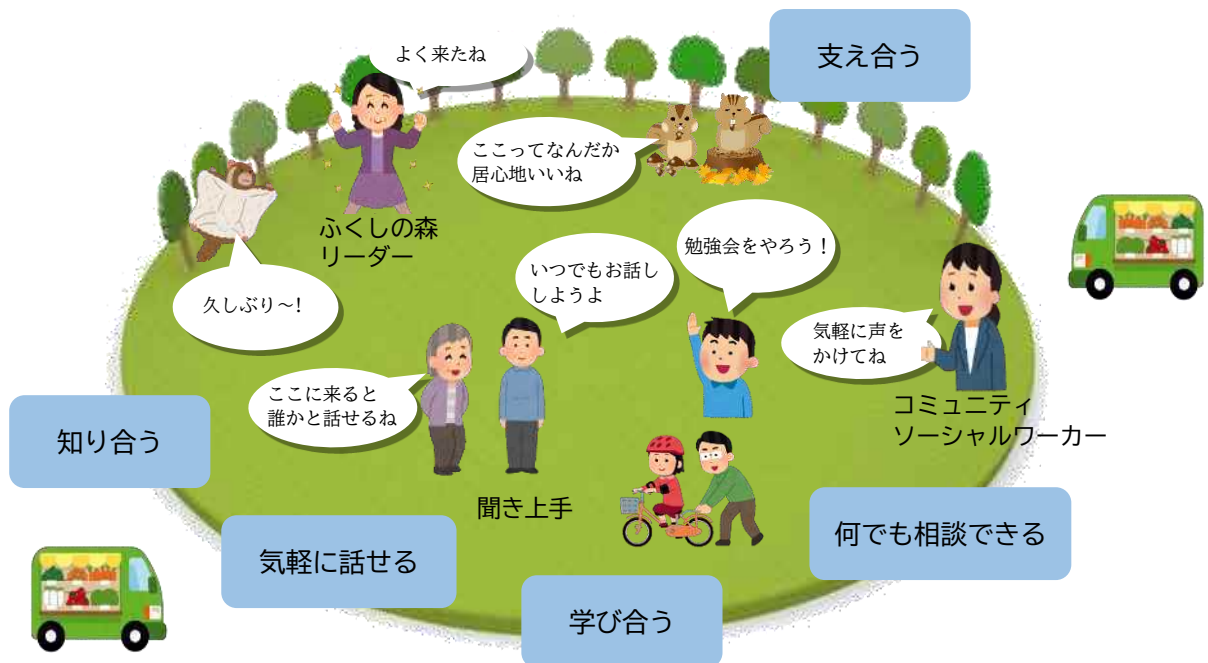
(2) 意見を交わせる場づくり

取組名	主な取組
①「ふくしを話し合う会」等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふくしを話し合う会」等において、多様な担い手の参画を積極的に促し、地域でできることなどを考える機会をつくります。(地域福祉推進係)
②圏域別ふくしの森活動計画推進への支援【重点取組 2】	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の住民や地域団体による、「圏域別ふくしの森活動計画」を推進する取組を支援します。(地域福祉推進係)
③話し合いの進め方に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合いの進め方に関する学習の機会を提供します。(地域福祉推進係)

(3) 外出しやすい環境づくり

取組名	主な取組
①移動販売事業の実施	○企業等と協働し、移動販売事業を実施します。 (地域福祉推進係)
②福祉移送サービスの実施	○疾病や障害等により、外出困難な人を対象に、福祉移送サービス ^{※1} を実施します。(生活支援係)

市民が訪れたいくなる、楽しい気持ちになる、安心できる居場所



※1 「福祉移送サービス」とは、疾病や障害などにより外出困難な人で、車椅子又はストレッチャーを使用する必要がある人が積極的に出かけていき、豊かな在宅生活を送ることができるように、移送サービスカーの貸出しを行う事業で、飯能市社会福祉協議会の独自の事業となっています。

2 福祉への理解を深める学習の推進

学校や地域における様々な人との交流、講座、イベントの開催等、福祉を身近に感じることのできる福祉学習の機会の提供を進めます。

(1) 学校などにおける多様な福祉学習の推進

取組名	主な取組
①社会福祉協力校及びボランティア推進校事業の推進	○社会福祉協力校及びボランティア推進校 ^{※1} 事業を進めます。 (地域福祉推進係)
②多様な福祉学習の推進	○社会福祉法人等と連携し、多様な福祉学習を推進します。 (地域福祉推進係) ○ボランティアなどへ福祉学習への協力を呼びかけます。 (地域福祉推進係) ○認知症や障害への理解などに関する講座やイベントへの協力、市民の取組を支援します。(地域福祉推進係、地域包括支援係)
③教職員への福祉学習に関する理解の促進	○教職員に多様な福祉学習に関する理解を促します。 (地域福祉推進係)

(2) 地域における福祉学習の推進

取組名	主な取組
①多様な団体に向けた福祉学習の促進	○地域福祉推進組織及びボランティア団体、福祉関係事業所、企業などに向けた福祉学習を進めます。(地域福祉推進係)
②認知症及び障害理解の促進	○認知症や障害への理解などに関する講座やイベントを実施します。 (地域包括支援係、介護支援係)

^{※1} 「社会福祉協力校及びボランティア推進校」とは、児童や生徒の福祉への理解を深め、ボランティア精神を養うことを目的とした事業のことで、このうち福祉教育を行う小学校を社会福祉協力校、地域での福祉教育・ボランティア活動を推進する中学校をボランティア推進校として指定しています。

基本目標2【支】 支え合いの仕組みをつくろう

1 地域で支え合う人の育成

あたたかい支え合いによる地域での福祉活動を充実させていくため、地域で支え合う人の充実を目指します。

(1) ふくしの森リーダーの育成

取組名	主な取組
①ふくしの森リーダーの育成 【重点取組2】	<ul style="list-style-type: none">○はんのうふくしの森みらいカレッジを開催し、ふくしの森リーダーを育成します。(地域福祉推進係)○はんのうふくしの森プラン推進市民会議と連携し、ふくしの森リーダーをはじめとした地域活動に取り組む人々へ学びと交流の機会を提供します。(地域福祉推進係)○コミュニティソーシャルワーカーがふくしの森リーダーをはじめとした地域活動に取り組む人々の伴走者となり、悩みごとに寄り添い、継続的な支援に取り組みます。(地域福祉推進係)

(2) ボランティアの育成

取組名	主な取組
①ボランティア活動に関する情報発信の充実	○広報紙やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、ボランティアに関する取組を情報発信します。(地域福祉推進係)
②ボランティアセンターの周知	○広報紙やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、ボランティアセンターの取組を情報発信します。(地域福祉推進係)
③ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none">○福祉ニーズに対応したボランティア講座を開催し、ボランティアを育成します。(地域福祉推進係、施設管理係)○児童・生徒を中心にボランティア体験の機会を提供します。(地域福祉推進係)

2 支え合いの地域づくり

それぞれの地域において、地域福祉推進組織や有償の助け合い団体等、地域課題の解決のための多様な団体が活動されており、これらの団体の活動を充実させるための支援を進めます。

(1) 支え合いの地域を進めるための支援体制

取組名	主な取組
①全圏域へコミュニティソーシャルワーカーの配置と活動の充実 【重点取組 1、2】	○コミュニティソーシャルワーカーをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に配置し、身近な相談支援の充実及び地域支え合い活動の伴走者として地域課題の解決に向けた取組を進めます。（地域福祉推進係） ○コミュニティソーシャルワーカーの活動拠点として、すべてのふくしの森圏域（13圏域）にふくしの森ステーションを設置します。（地域福祉推進係）
②コミュニティソーシャルワーカー等の周知 【重点取組 1】	○コミュニティソーシャルワーカーとふくしの森ステーションの役割や活動についての周知を図ります。（地域福祉推進係）

ふくしの森のスナック



社会福祉協議会では、事業者と協働で移動販売を実施しています。買い物の機会の提供に加え、コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーターによるアウトリーチ・見守りの機会にもなっています。

(2) 多様な主体との連携

取組名	主な取組
①地域福祉推進組織等との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進組織間の相互交流や情報共有を充実します。(地域福祉推進係) ○ふくしの地域づくりパートナーシップ協定^{※1}に基づき、地域福祉推進組織に対し、技術的支援及び財政的支援を実施します。(地域福祉推進係) ○地域の住民や地域団体による、「圏域別ふくしの森活動計画」を推進する取組を支援します。(地域福祉推進係) (再掲：交 1(2)②)
②自治会、民生委員児童委員協議会等多様な団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○個別課題、地域課題の解決に向けて、自治会、民生委員児童委員協議会等と積極的に連携します。(地域福祉推進係、生活支援係) ○民生委員児童委員協議会と連携し、「静かな見守り活動事業^{※2}」を推進します。(地域福祉推進係) ○地域福祉を目的とした市民活動を後援事業として情報発信の支援を行います。(庶務・会計係) ○現状に則して各種補助制度の見直しを図ります。(庶務・会計係) ○低所得世帯等が安定した生活が送れるよう支援を行い、ニーズに応じて民生委員児童委員協議会など関係機関と連携を図ります。(生活支援係)
③社会福祉法人や企業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の特別会員^{※3}へ向けたサービスを新たに創設し、会員の増強を図ります。(庶務・会計係) ○企業や商店、組合などと連携を図り、地域福祉活動を広めます。(庶務・会計係、地域福祉推進係、生活支援係) ○社会福祉法人が連携し、地域課題の解決に向けた取組を進めます。(地域福祉推進係)

※1 「ふくしの地域づくりパートナーシップ協定」とは、地域福祉推進組織と社会福祉協議会が地区の誰もが安心して暮らせるふくしの地域づくりを推進するため、互いに果たすべき役割・責任及び相互協力について明確にすることを目的として締結する協定のことです。

※2 「静かな見守り活動事業」とは、本市において、民生委員児童委員協議会と社会福祉協議会が共催で実施し、見守り協力員とともにひとり暮らしの高齢者などを見守り、関係機関と協力して対応する事業のことです。

※3 「社会福祉協議会の特別会員」とは、本市における社会福祉協議会の会員区分の一つで、個人又は法人の有志の会員のことです。

基本目標3【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

1 相談支援体制の強化

誰もが気軽に相談できるような環境を整備します。また、多様な課題に対応するため、専門職や地域の関係機関が分野を超えて連携・協働する支援体制の整備を進めます。

(1) コミュニティソーシャルワーカーの充実

取組名	主な取組
①全圏域へコミュニティソーシャルワーカーの配置と活動の充実【重点取組1、2】	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーカーをすべてのふくしの森圏域（13圏域）に配置し、身近な相談支援の充実及び地域支え合い活動の伴走者として地域課題の解決に向けた取組を進めます。（地域福祉推進係）（再掲：支2(1)①） ○コミュニティソーシャルワーカーの活動拠点として、すべてのふくしの森圏域（13圏域）にふくしの森ステーションを設置します。（地域福祉推進係）（再掲：支2(1)①）
②コミュニティソーシャルワーカー等の周知【重点取組1】	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーカーとふくしの森ステーションの役割や活動についての周知を図ります。（地域福祉推進係）（再掲：支2(1)②）

(2) 包括的な相談支援体制の充実

取組名	主な取組
①多職種と連携した相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○複合的で複雑な課題や制度の狭間の課題を解決するため、多職種と連携した相談支援体制の仕組みをつくります。（地域福祉推進係、生活支援係、地域包括支援係） ○低所得世帯等が安定した生活が送れるよう支援を行い、ニーズに応じて民生委員児童委員協議会など関係機関と連携を図ります。（生活支援係）（再掲：支2(2)②）
②相談支援者の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援者を対象とした合同研修会や学習会を開催します。（地域福祉推進係）

2 権利擁護の推進

自らの権利を表明することが難しい人の人権や財産などを守るために、権利擁護の大切さや成年後見制度の理解のための講座等を開催します。また、成年後見支援センターと関係機関による相談支援体制の充実を図ります。

(1) 権利擁護に関する取組の充実

取組名	主な取組
①権利擁護の啓発	○権利擁護に関する学習機会の提供や取組を周知します。 (生活支援係)

(2) 成年後見制度に関する取組の推進

取組名	主な取組
①成年後見支援センターの運営	○成年後見制度に関する情報の発信を行うとともに、相談・支援内容の充実に努めます。(生活支援係)
②市民後見人 ^{※1} 養成講座の開催	○市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を進めます。 (生活支援係)
③法人後見事業の実施	○適正に法人後見事業を実施するため、法人後見運営委員会 ^{※2} (4回/年)を開催します。(生活支援係)

※1 「市民後見人」とは、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のことです。本市においては、市民後見人養成講座を修了し、成年後見制度を必要とする高齢者や障害のある人の立場に立って、その人の生活を支援するために何が最善であるかを考えることのできる人のことを指しています。

※2 「法人後見運営委員会」とは、後見等事務の実施にあたり、受任の適否の判断、後見等事務の指導を行い、適正な後見等事務を担保するため設置するものです。

3 安心して暮らせる地域づくり

安心して暮らせる地域をつくるため、災害発生時の円滑な支え合い活動を目指します。また、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる取組を進めます。

(1) 災害ボランティアセンター※¹の円滑な運営

取組名	主な取組
①災害ボランティアセンター運営訓練の実施	○災害ボランティアセンターを円滑に運営するため、災害ボランティアセンター運営訓練を実施します。また、局所的な災害に備え、サテライト※ ² の設置を見据えた訓練を行います。 (地域福祉推進係)

(2) 生活困窮者等に対する支援の充実

取組名	主な取組
①低所得世帯に向けた支援	○フードバンク※ ³ 事業や貸付事業等を実施します。(生活支援係) ○低所得世帯等が安定した生活が送れるよう支援を行い、ニーズに応じて民生委員児童委員協議会など関係機関と連携を図ります。 (生活支援係) (再掲：支2(2)②、安1(2)①)

※¹ 「災害ボランティアセンター」とは、災害発生時にボランティア活動を効率よく推進するための組織のことで、被災地のニーズを把握し、ボランティアの受入れ、活動ニーズの調整・コーディネートなどを行います。

※² 「サテライト」とは、災害ボランティアセンターが開設する、災害ボランティア活動の地域拠点のことです。

※³ 「フードバンク」とは、企業や個人から寄付された食品を、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のことです。

4 必要な人に情報が届く仕組みづくり

地域で行われている様々な取組に関する情報が、多くの人に的確に届け伝わるよう、多様な媒体による分かりやすい情報の発信と共有を進めます。

(1) 多様な媒体による分かりやすい情報の発信と共有

取組名	主な取組
①情報の発信と共有 【重点取組2】	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる機会を通じて「はんのうふくしの森プラン」を周知します。（地域福祉推進係） ○事業所、店舗などが集う場を活用した情報発信を促進します。（地域福祉推進係） ○個々の対象者に応じた福祉情報をアウトリーチにより提供します。（地域福祉推進係） ○広報紙やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、各種福祉情報を発信します。（地域福祉推進係）
②社会資源に関する情報システムの充実 【重点取組2】	<ul style="list-style-type: none"> ○市民向けの情報サイトにより、地域における社会資源の情報を提供します。（地域福祉推進係）

◆多様な媒体による情報発信◆



年3回発行している「社協だより」



SNSで情報発信

年3回発行している社協だよりをはじめとした各種広報紙に加え、ホームページや各種SNSにより、タイムリーな情報を発信していきます。



社会福祉協議会のホームページ、SNSはこちらから参照できます。

第3節 圏域別ふくしの森活動計画（市民の取組）

〔圏域別ふくしの森活動計画とは〕

「圏域別ふくしの森活動計画」は、地域の強みや生活課題を踏まえ、地域の実状に合った目指す姿や取組内容などを定めたものです。

社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民や地域福祉推進組織、自治会、民生委員児童委員協議会などの団体、社会福祉法人、福祉関係事業所、企業などの参画により策定しました。

■圏域図



1 飯能中央地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔東町、稲荷町、大河原、笠縫（一部）、川寺（一部）、久下、栄町（一部）、新町、仲町、中山、八幡町、原町、飯能、本町、南町、柳町、山手町〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		16,954	16,630	16,382	96.6%
世帯数（世帯）		7,144	7,411	7,757	108.6%
平均世帯人員（人）		2.37	2.24	2.11	89.0%
年齢別 人口 (人)	0-14 歳	1,946 (11.5%)	1,825 (11.0%)	1,695 (10.3%)	87.1%
	15-64 歳	10,801 (63.7%)	9,998 (60.1%)	9,668 (59.0%)	89.5%
	65-74 歳	2,186 (12.9%)	2,513 (15.1%)	2,359 (14.4%)	107.9%
	75 歳以上	2,021 (11.9%)	2,294 (13.8%)	2,660 (16.2%)	131.6%
高齢化率		24.8%	28.9%	30.6%	

※表中の人数及び世帯数は、「埼玉県町（丁）字別人口（各年1月1日現在）」を参照し、複数の圏域にまたがる場合は、その割合が最も大きい圏域に含めて算出しています。

■市立小・中学校※1

飯能第一小学校、加治小学校、富士見小学校
飯能第一中学校、飯能西中学校、加治中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森ステーションなど）
・地域包括支援センターいなり町、さかえ町、みなみ町、はちまん町	・すこやか福祉相談センターいなり町、さかえ町、みなみ町、はちまん町	・子育て総合センター ・地域子育て支援拠点 どんぐりルーム	・社会福祉協議会 （総合福祉センター）

ふくしの森の活動※3

〔支え合いの活動〕

- ・支え合い飯能（有償の助け合い活動）
- ・たすけあいえがお（有償の助け合い活動）

〔地域の居場所〕

- ・よりみち ・寄ってケア ・はんのうみんな食堂
- ・ひだまりカフェ
- ・ふれあい交流室なぐりえんカレー食堂



ふれあい交流室なぐりえんカレー食堂の様子

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和6年1月1日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

飯能中央圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

“
ありがとう”
たがいに言える
ななえあいの飯能

①地域の“たすけあい”情報が伝わりやすい方法を検討しよう

- 地域たすけあいマップをつくる
- LINE を活用した情報発信を考える

②誰もが気軽につどえる場を増やそう！

- “つどいの場”づくりを担う人を増やす
- “つどいの場”ができる場所を見つける

③ちょっと暮らしやすくなる取組を考えよう

- “ごみ出し”支援の活動を検討する
- 支え合い飯能の活動を応援する
- 市街地周辺地域での移動販売を検討する

＜懇談会の主な意見＞

開催日：令和5年7月9日（日）

開催場所：総合福祉センター

参加者数：40名

- ・ 少子高齢化。
- ・ 多世代交流できる居場所が欲しい。
- ・ 地域のコミュニティが不足している。
- ・ こどもたちの遊べる場所が欲しい。
- ・ 自治会役員の担い手がない。
- ・ 地域に外国籍の方も増えてきた。
- ・ どこに相談したら良いかわからない。



懇談会の様子

2 第二区地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔久須美、小岩井、小瀬戸、永田、永田台〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		3,080	2,800	2,765	89.8%
世帯数（世帯）		1,278	1,207	1,273	99.6%
平均世帯人員（人）		2.41	2.32	2.17	90.0%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	354 (11.5%)	239 (8.5%)	219 (7.9%)	61.9%
	15-64 歳	1,815 (58.9%)	1,511 (54.0%)	1,432 (51.8%)	78.9%
	65-74 歳	506 (16.4%)	556 (19.9%)	474 (17.1%)	93.7%
	75 歳以上	405 (13.1%)	494 (17.6%)	640 (23.1%)	158.0%
高齢化率		29.5%	37.5%	40.2%	

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年 1 月 1 日現在）

■市立小・中学校※1

飯能第一小学校、飯能第二小学校、飯能西中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森 ステーションなど）
・地域包括支援セン ターいなり町	・すこやか福祉相談 センターいなり町	・地域子育て支援拠点 のびのび～の	・社会福祉協議会 （総合福祉センター）

ふくしの森の活動※3

〔支え合いの活動〕

- ・永田台おたすけたい（有償の助け合い活動）

〔地域の居場所〕

- ・永田台ふれあいサロン
- ・いきいきサロンカーレット第二区



永田台ふれあいサロンの活動の様子

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和 6 年 1 月 1 日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

第二区圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

「困った」が言いやすい地域づくり
「ふくし」を身近に感じられる地域づくり

1 “ふだんの 暮らしの しあわせ”を手助けする活動づくり

- ★ 地域おたすけ隊活動について検討する
- ★ 気軽に集える“場（居場所）”づくり
- ★ 移動販売について検討する

2 “ふくし”が身近に感じることができる取組をつくる

- ★ ふくし情報を地域に届ける
- ★ ふくしの身近な相談先を検討する

3 “ふだんの 暮らしの しあわせ”について、継続的に考える

- ★ 第二区地区ふくしを話し合う会を継続する
- ★ 新たな活動者をつくる

〈懇談会の主な意見〉

開催日：令和5年5月14日（日）
開催場所：第二区地区行政センター
参加者数：50名

- ・ 困った先の頼り先が分からない。
- ・ 困っていることを周囲に言いたくない。
- ・ 集える場所がない。
- ・ 公民館へ歩いていけない。
- ・ スーパーが無い、お店が無い。
- ・ 病院が無い。
- ・ こどもが少ない、二小のこどもが少ない。
- ・ 若者定住しない。



懇談会の様子

3 富士見地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔青木、栄町（一部）、中居、双柳（一部）、緑町（一部）〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		4,499	4,603	4,561	101.4%
世帯数（世帯）		1,853	2,005	2,168	117.0%
平均世帯人員（人）		2.43	2.30	2.10	86.4%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	605 (13.4%)	613 (13.3%)	526 (11.5%)	86.9%
	15-64 歳	3,074 (68.3%)	2,932 (63.7%)	2,866 (62.8%)	93.2%
	65-74 歳	499 (11.1%)	625 (13.6%)	616 (13.5%)	123.4%
	75 歳以上	321 (7.1%)	433 (9.4%)	553 (12.1%)	172.3%
高齢化率		18.2%	23.0%	25.6%	

※表中の人数及び世帯数は、「埼玉県町（丁）字別人口（各年1月1日現在）」を参照し、複数の圏域にまたがる場合は、その割合が最も大きい圏域に含めて算出しています。

■市立小・中学校※1

富士見小学校、飯能第一中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森ステーションなど）
・地域包括支援センターさかえ町	・すこやか福祉相談センターさかえ町	・地域子育て支援拠点 ゆりかご	・社会福祉協議会（総合福祉センター）

ふくしの森の活動※3

〔支え合いの活動〕

- ・富士見お助け隊（有償の助け合い活動）

〔地域の居場所〕

- ・ふれあいいきいきサロンふじみ会
- ・カーレット飯能
- ・プレーパークはんのう EGAO
- ・ひだまりカフェ



富士見お助け隊の活動の様子

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和6年1月1日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

富士見圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

みんなのチカラで
つながりを大事に

1 みんなの力を活かせる地域にしよう

★助け助けられる関係に

- ・富士見お助け隊の活動を地域で応援します。
- ・福祉に関心のある方に声を掛け、地域の活動への協力を促します。
- ・多世代の社会参加を促します。

2 地域のつながりを深めよう

★つながりが日々の安心を生む

- ・近所同士の挨拶を心がけ、地域行事を知ってもらえるように働きかけます。
- ・子どもたちの見守りができる体制づくりを考えます。
- ・みんながあいさつする地域づくりを進めます。

3 誰もが参加できる交流の場を支えよう

★地域の顔がみえる関係づくり

- ・多世代が集まれる居場所を周知し、活動を応援します。（プレーパークはんのう EGAO、カーレット飯能等）
- ・自治会等各種団体が協力して、地域行事を充実します。
- ・ふれあいいきいきサロンふじみ会を継続します。

＜懇談会の主な意見＞

開催日：令和5年2月19日（日）

開催場所：総合福祉センター

参加者数：21名

- ・民生委員さんの顔が見える。
- ・富士見お助け隊がある。
- ・人との繋がりがやすい（交流が無い地域がある）。
- ・地域活動に参加する人が少ない。
- ・活動における担い手不足。
- ・空き家が増えている、空き家の木が茂っている、空き家犯罪の危険。



プレーパークはんのう EGAOの様子



富士見地区ふくし懇談会の様子

4 精明地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔芦荊場、川崎、小久保、下加治、下川崎、双柳（一部）、平松、宮沢〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		3,250	2,936	2,622	80.7%
世帯数（世帯）		1,351	1,314	1,237	91.6%
平均世帯人員（人）		2.41	2.23	2.12	88.0%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	330 (10.2%)	244 (8.3%)	178 (6.8%)	53.9%
	15-64 歳	1,973 (60.7%)	1,571 (53.5%)	1,341 (51.1%)	68.0%
	65-74 歳	419 (12.9%)	568 (19.3%)	538 (20.5%)	128.4%
	75 歳以上	528 (16.2%)	553 (18.8%)	565 (21.5%)	107.0%
高齢化率		29.1%	38.2%	42.1%	

※表中の人数及び世帯数は、「埼玉県町（丁）字別人口（各年1月1日現在）」を参照し、複数の圏域にまたがる場合は、その割合が最も大きい圏域に含めて算出しています。

■市立小・中学校※¹

精明小学校、飯能第一中学校

■ふくしの相談窓口※²

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森ステーションなど）
・地域包括支援センターさかえ町	・すこやか福祉相談センターさかえ町	・子育て総合センター	・社会福祉協議会（総合福祉センター）

ふくしの森の活動※³

〔支え合いの活動〕

- ・たすけあい精明（有償の助け合い活動）

〔地域の居場所〕

- ・なでしこサロン



たすけあい精明の活動の様子

※¹ 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※² ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※³ ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和6年1月1日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

精明圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

里山と空と星が輝く
きれいなまち精明
く世代を超えて会話が
できるまちく

1 互いに支え合う
地域にしよう
(困ったときはお互いさ
ま)

・たすけあい精明の活動が継続できるよう地
域で活動を支えます。

2 連携を深めよう
(タテヨコつながり強化
で地域活性)

・地域内の各種団体が連携し、課題の共有と
解決に協力します。

3 多世代交流しよう
(知り合うことで深まる
絆)

・こどもから高齢者、みんなが参加できる地
域の行事に協力します。
・地域の行事に参加するよう隣近所への声掛
けを行います。

〈懇談会の主な意見〉

開催日：令和5年2月19日(日)

開催場所：精明地区行政センター

参加者数：28名

- ・高齢者やこどもが集える場所がない。
- ・高齢化が進み、こどもの数が少ない。
- ・福祉施設、病院がある。
- ・人と人の繋がりが強い、近所の方が親切。
- ・支え合いがある(地域の)、住民が協力しあえる地域。
- ・交流できる場をつくる。



なでしこサロンの活動の様子

5 双柳地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔新光、双柳（一部）、緑町（一部）〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		10,799	10,864	10,972	101.6%
世帯数（世帯）		4,394	4,672	4,974	113.2%
平均世帯人員（人）		2.46	2.33	2.21	89.8%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	1,413 (13.1%)	1,380 (12.7%)	1,330 (12.1%)	94.1%
	15-64 歳	6,994 (64.8%)	6,516 (60.0%)	6,470 (59.0%)	92.5%
	65-74 歳	1,447 (13.4%)	1,693 (15.6%)	1,555 (14.2%)	107.5%
	75 歳以上	945 (8.8%)	1,275 (11.7%)	1,617 (14.7%)	171.1%
高齢化率		22.2%	27.3%	28.9%	

※表中の人数及び世帯数は、「埼玉県町（丁）字別人口（各年1月1日現在）」を参照し、複数の圏域にまたがる場合は、その割合が最も大きい圏域に含めて算出しています。

■市立小・中学校※1

双柳小学校、飯能第一中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森ステーションなど）
・地域包括支援センターさかえ町	・すこやか福祉相談センターさかえ町	・地域子育て支援拠点ひなたぼっこ	・社会福祉協議会（総合福祉センター）

ふくしの森の活動※3

〔支え合いの活動〕

- ・サポート双柳（有償の助け合い活動）

〔地域の居場所〕

- ・さんる～む
- ・あさま子育て広場
- ・笑顔のカレーの会
- ・きまぐれ駄菓子屋
- ・カーレット浅間
- ・カーレット双柳



サポート双柳の活動の様子

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和6年1月1日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

双柳圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

誰もが安心して楽しく暮らせる双柳
 互いに支え合う住みよい地域

1 双柳地区のつながりを大事にしよう
 (災害時などいざという時に助け合える)

①さまざまな地域住民が集まることができ
 る行事やサロン(あさま子育て広場・さん
 んる～む等)を周知し、参加を促しま
 す。
 ②各団体が横断的なつながりを意識し、そ
 れぞれの活動に協力します。

2 互いに支え合う地
 域にしよう(支え合
 いが健康な自分の第
 一步)

①サポート双柳や笑顔のカレーの会、双柳
 応援し隊等の活動が継続できるよう地域
 で活動を支えます。
 ②さまざまな地域住民を見守り、安心と安
 全に暮らせる取組みを推進します。

〈懇談会の主な意見〉

開催日：令和5年3月11日(土)
 開催場所：双柳地区行政センター
 参加者数：36名

- ・リーダー的存在がない、担い手不足。
- ・複数団体(おやじ組、民生委員、母子愛育会等)の横
 のつながり、連携必要。
- ・新しくきた世帯への支援・新住民との交流がない。
- ・居場所、集まる場所が少ない。
- ・空き家が多い。
- ・高齢者が増えているが、老人会もなく閉じこもりがち
 になっている。



きまぐれ駄菓子屋の活動の様子



さんる～むの活動の様子

6 加治東地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔阿須、岩沢〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		6,457	6,350	6,330	98.0%
世帯数（世帯）		2,697	2,870	3,033	112.5%
平均世帯人員（人）		2.39	2.21	2.09	87.4%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	547（8.5%）	568（8.9%）	621（9.8%）	113.5%
	15-64 歳	4,194（65.0%）	3,707（58.4%）	3,557（56.2%）	84.8%
	65-74 歳	1,088（16.8%）	1,219（19.2%）	1,031（16.3%）	94.8%
	75 歳以上	628（9.7%）	856（13.5%）	1,121（17.7%）	178.5%
高齢化率		26.5%	32.7%	34.0%	

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年 1 月 1 日現在）

■市立小・中学校※1

加治東小学校、加治中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森 ステーションなど）
・地域包括支援セン ターみなみ町	・すこやか福祉相談 センターみなみ町	・地域子育て支援拠点 にこにこひろば	・ふくしの森ステー ションかじ（加治東地 区行政センター）

ふくしの森の活動※3

〔地域福祉推進組織〕

- ・加治東ふれあい広場

〔地域の居場所〕

- ・うちのえんがわ神社
- ・うちのえんがわ健康
- ・うちのえんがわ阿須
- ・健康サロン

- ・えんがわサロン松原
- ・うちのえんがわ・むーま（むーまサロン）
- ・みんなのいばしょ korokoro



※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。 みんなのいばしょ korokoro の活動の様子

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和 6 年 1 月 1 日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

加治東圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

持続可能なたすけあいの地域を目指して

1 ひとりぼっちをつくらない、誰でも交流できる地域

- ① 居場所づくりの取組の拡充
- ② 多様性の理解を育む取組
- ③ ふれあい交差点部会の取組の拡充

2 地域でこどもを育てる

- ① 子どもの居場所部会の活動の拡充
- ② 新たなこども食堂の立ち上げの検討
- ③ 市、社会福祉協議会との連携強化

3 地域でたすけあう

- ① 有償生活支援活動（たすけあいわネット）立ちあげ再始動
- ② 新たな買い物支援の取組の検討
- ③ その他のたすけあいの充実

4 持続可能な地域づくり

- ① 地域活動団体同士で情報を共有する、たすけあう
- ② 地域を越えてつながる、サポートしあう
- ③ 市、社会福祉協議会との連携強化

〈懇談会の主な意見〉

開催日：令和5年5月20日（土）
開催場所：加治東地区行政センター
参加者数：41名

- ・外国の方が暮らしている家に声がかげづらい。
- ・コロナ禍で家に籠った人が再び表に出てきてくれない。
- ・新しく居住してきた住民との関係構築。
- ・孤立化して身寄りの方がいない、身元保証人がいない。
- ・遊べる公園が少ない、こどもの遊び場が少ない。
- ・通院、買い物に行く手段がない。
- ・自治会の脱会・未加入が増えている。
- ・地域内の既存の団体にも協力を呼びかけたい。



えんがわサロン松原の活動の様子

7 加治地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔落合、笠縫（一部）、川寺（一部）〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		10,794	10,838	10,753	99.6%
世帯数（世帯）		4,286	4,532	4,786	111.7%
平均世帯人員（人）		2.52	2.39	2.25	89.3%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	1,489 (13.8%)	1,371 (12.6%)	1,223 (11.4%)	82.1%
	15-64 歳	6,954 (64.4%)	6,695 (61.8%)	6,566 (61.1%)	94.4%
	65-74 歳	1,338 (12.4%)	1,504 (13.9%)	1,428 (13.3%)	106.7%
	75 歳以上	1,013 (9.4%)	1,268 (11.7%)	1,536 (14.3%)	151.6%
高齢化率		21.8%	25.6%	27.6%	

※表中の人数及び世帯数は、「埼玉県町（丁）字別人口（各年1月1日現在）」を参照し、複数の圏域にまたがる場合は、その割合が最も大きい圏域に含めて算出しています。

■市立小・中学校※1

加治小学校、加治中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森ステーションなど）
・地域包括支援センターさかえ町、みなみ町	・すこやか福祉相談センターさかえ町、みなみ町	・子育て総合センター	・ふくしの森ステーションかじ（加治東地区行政センター）

ふくしの森の活動※3

〔支え合いの活動〕

- ・たすけあい加治（有償の助け合い活動）

〔地域の居場所〕

- ・ふれあいサロン川寺
- ・子どもフリークラブ
- ・ふれあいサロン笠縫



たすけあい加治の活動の様子

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和6年1月1日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

加治圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

①ひとりに（孤立）させない
 ②つながりをたもつ（つくる）
 ③安心・安全なあたたかい地域

1 さまざまな団体
 同士でつながり、
 助けあおう！

- ① 地域活動団体間のネットワーク化（地域福祉推進組織）を設立する
- ② 地域の福祉課題について継続して話し合う
- ③ 情報を共有し合うことで、サポートし合う

2 “こどもの居場
 所づくり”の活動
 を地域で応援しよ
 う！

- ① “人”で応援する
- ② “場所”で応援する
- ③ “資金”で応援する

＜懇談会の主な意見＞

開催日：令和5年5月14日（土）

開催場所：加治地区行政センター

参加者数：61名

- ・住民の横のつながりが減った。
- ・常設の交流拠点がない。
- ・地区内にスーパーが無いので免許を返納した高齢者などは移動手段に困る。
- ・多世代が交流できる「地域食堂」を立ち上げてみたい！
- ・若者の自治会参加が少ない。
- ・高齢化により家の手入れ大変になっている。



ふれあいサロン川寺の活動の様子



加治地区ふくし懇談会の様子

8 美杉台地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔茜台、征矢町、前ヶ貫、美杉台、矢嵐〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		8,782	9,889	10,434	118.8%
世帯数（世帯）		3,192	3,811	4,197	131.5%
平均世帯人員（人）		2.75	2.59	2.49	90.5%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	1,249 (14.2%)	1,556 (15.7%)	1,695 (16.2%)	135.7%
	15-64 歳	5,956 (67.8%)	6,152 (62.2%)	6,158 (59.0%)	103.4%
	65-74 歳	1,003 (11.4%)	1,332 (13.5%)	1,424 (13.6%)	142.0%
	75 歳以上	574 (6.5%)	849 (8.6%)	1,157 (11.1%)	201.6%
高齢化率		17.9%	22.1%	24.7%	

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年 1 月 1 日現在）

■市立小・中学校※1

美杉台小学校、美杉台中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森 ステーションなど）
・地域包括支援セン ターみなみ町、はち まん町	・すこやか福祉相談 センターみなみ町、 はちまん町	・子育て総合センター ・美杉台児童館	・ふくしの森ステーショ ンみすぎだい（美杉台 地区行政センター）

ふくしの森の活動※3

〔地域福祉推進組織〕

- ・あさひやまライフネット

〔支え合いの活動〕

- ・あさひやまライフネットライフサポート事業
（有償の助け合い活動）

〔地域の居場所〕

- ・コンフォール21つどい場
- ・ひばりの会
- ・ひだまりカフェ
- ・ひだまりのつどい

- ・美杉台 3 丁目ふくしの森サロンやまびこ
- ・親子サロンうさぎ組
- ・あさひやまライフネット健康ステーション事業



あさひやまライフネット健康ステーション事業の様子

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和 6 年 1 月 1 日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

美杉台圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

ひろげよう 世代をこえて
楽しくつながる 美杉の「わ」

1 世代や地域をこえて交流できる方法を考える

- 既存のサロンや居場所づくり活動がより活発になる
- 多世代が参加できる交流活動を増やす
- 中学生ごみ出しボランティアで日常的な交流を創る

2 誰もが参加しやすい居場所づくりをすすめる

- 既存のサロンや居場所づくり活動がより活発になる（再）
- 新たな小規模な居場所づくりが広がる
- 常設型の居場所づくりを検討する
- 活動する人を増やす・育てる

3 地域の情報を気軽に受け取れる、発信できる方法を考える

- LINE を活用した情報発信と共有
- スマホ&LINE 活用講座を開く

4 美杉台地区ふくしを話し合う会、で、美杉台地区の地域福祉についての話し合いを続けていく

- 美杉台地区ふくしを話し合う会を継続してつながる
- 美杉台版ボランティアポイントについて検討する

〈懇談会の主な意見〉

開催日：令和5年6月11日（日）
開催場所：美杉台地区行政センター
参加者数：46名

- ・ 世代を超えた交流がほしい。
- ・ 定年延長で活動する人がいない。
- ・ こどもが郷土愛をはぐくめるような地域づくりが必要。
- ・ 世代間で支え合える場所。
- ・ ボランティアポイント制度をつかってほしい。
- ・ 団体間のネットワークの強化が必要。



コンフォール 21 つどい場の活動の様子



ふくしの森サロンやまびこの活動の様子

9 南高麗地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔岩淵、上直竹上分、上直竹下分、上畑、苧生、下直竹、下畑〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		2,362	2,175	2,125	90.0%
世帯数（世帯）		901	896	938	104.1%
平均世帯人員（人）		2.62	2.43	2.27	86.6%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	198（8.4%）	140（6.4%）	167（7.9%）	84.3%
	15-64 歳	1,437（60.8%）	1,199（55.1%）	1,111（52.3%）	77.3%
	65-74 歳	369（15.6%）	427（19.6%）	416（19.6%）	112.7%
	75 歳以上	358（15.2%）	409（18.8%）	431（20.3%）	120.4%
高齢化率		30.8%	38.4%	39.9%	

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年 1 月 1 日現在）

■市立小・中学校※1

南高麗小学校、南高麗中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森 ステーションなど）
・地域包括支援セン ターみなみ町	・すこやか福祉相談 センターみなみ町	・子育て総合センター	・ふくしの森ステーショ ンみなみこま（南高麗 福祉センター）

ふくしの森の活動※3

〔地域福祉推進組織〕

- ・ささえあい南高麗

〔支え合いの活動〕

- ・ささえあい南高麗・助け合い事業
（有償の助け合い活動）

〔地域の居場所〕

- ・サロン時計台
- ・南高麗ふれ愛ひろば

- ・はつらつ元気アップサークル
- ・子育てひろば KOKKO はんのう
- ・おやこ広場&わか食堂



ジャガイモ収穫体験の様子

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和 6 年 1 月 1 日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

南高麗圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

「新たなつながりと支え合い」
 笑顔いっぱい
 の南高麗

1 いつまでも暮らせるまちづくり

- ・（回覧板の）回覧時に声をかける
- ・顔を合わせて“あいさつ”する

2 移住されてきた方々との交流の“場”（機会）づくり

- ・既存の交流機会を充実させる
 （例：大運動会、文化祭、市民清掃デー、ツアーマーチ）
- ・新たな交流イベントの開催
 （互いの共通課題に係るイベント 例：親子防災教室）

3 各種団体の連携・協働の仕組みづくり

- ・「話し合いの場」を継続的に取り組む
- ・各種団体とのつながりを作る（交流・コラボ）
- ・それぞれの団体に会員増に努める
- ・新たな担い手を発掘する

4 受け手の方が欲しい地域福祉にかかわる情報を届ける

- ・既存の広報紙、HP等の発信力を強化する
- ・身近な場面をとりあげる

〈懇談会の主な意見〉

開催日：令和4年12月1日（木）
 開催場所：南高麗地区行政センター
 参加者数：26名

- ・コロナ禍で地域交流が減少。
- ・団体活動の維持が難しくなっている。
- ・新しい移住者との交流が少ない。
- ・地元の方が減ってしまうのでは。
- ・単身の高齢者が増えてきている。
- ・「困っている」を発信できない人がいる。
- ・次世代の地域づくりの担い手の確保が難しい。
- ・地域の魅力、サービス内容などの周知が足りないのでは。



ささえあい南高麗助け合い事業の様子



南高麗地区地域の福祉をテーマとした“話し合いの場”の様子

10 吾野地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔吾野、上長沢、北川、坂石、坂石町分、坂元、高山、南川〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		2,363	2,040	1,769	74.9%
世帯数（世帯）		1,018	977	942	92.5%
平均世帯人員（人）		2.32	2.09	1.88	81.0%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	164 (6.9%)	118 (5.8%)	79 (4.5%)	48.2%
	15-64 歳	1,289 (54.5%)	988 (48.4%)	766 (43.3%)	59.4%
	65-74 歳	418 (17.7%)	429 (21.0%)	389 (22.0%)	93.1%
	75 歳以上	492 (20.8%)	505 (24.8%)	535 (30.2%)	108.7%
高齢化率		38.5%	45.8%	52.2%	

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年 1 月 1 日現在）

■市立小・中学校※1

奥武蔵小学校、奥武蔵中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森 ステーションなど）
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターはちまん町 ・在宅介護支援センター吾野園 	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか福祉相談センターはちまん町 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て総合センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森ステーションあがの（吾野地区行政センター）

ふくしの森の活動※3

〔地域福祉推進組織〕

- ・たすけあいあがの

〔支え合いの活動〕

- ・らくだ号
（茶の間への送迎、買物ツアー）
- ・奥武蔵らくらく交通

〔地域の居場所〕

- ・ママたちのほっとする居場所
- ・にしかわの茶の間
- ・吾野の茶の間
- ・あおぞら昼市南川
- ・ひだまりカフェ
- ・英会話サロン

- ・きたがわの茶の間
- ・みなみかわの茶の間
- ・岡房和母サロン



らくだ号の活動の様子

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和 6 年 1 月 1 日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

吾野圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

みんなが
住みたいまちを
目指そう

1 こどもを育てる
地域づくり

- ・自然を活かした楽しみながら学べる機会づくり
- ・地域の文化や歴史について学べる機会づくり
- ・吾野保育所、奥武蔵創造学園（奥武蔵小学校、奥武蔵中学校）と地域住民の交流

2 多様な交流機会の
創出

- ・住民が気軽に集まれる場づくり
- ・4地区（西川、吾野、北川、南川）合同交流イベントの開催
- ・交流人口の増加を目指した取組
- ・活動や取組の周知

3 移動手段の充実

- ・らくだ号、奥武蔵らくらく交通の周知（紹介）
- ・ドライバーの募集と啓蒙活動
- ・家事援助と一体の送迎（お助け隊）の実施に向けた検討

4 安心して暮らせる
地域づくり（見守り、防災）

- ・自主防災会（＝自治会）との連携
- ・関係団体の協力による見守り
- ・ご近所どうしの見守り

〈意見聴取※の主な意見〉

聴取日：令和5年7月～9月

聴取方法：オンライン

回答者数：17名

- ・自然の中で交流できる【山登りや川遊び】を通して、関係団体が連携して関わられるような仕掛けが必要だと感じる。
- ・4地区の交流がもう少しできるといいと思う。
- ・吾野地域の情報はどこへアクセスすれば知ることができるのか知りたい。

※吾野地区は、これまで懇談会でいただいた意見に加え、意見聴取を行いました。



吾野の茶の間の様子



みなみかわの茶の間での敬老祝賀会の様子

11 東吾野地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔井上、虎秀、白子、長沢、平戸〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口 (人)		2,147	1,836	1,662	77.4%
世帯数 (世帯)		833	803	804	96.5%
平均世帯人員 (人)		2.58	2.29	2.07	80.2%
年齢別 人口 (人)	0-14 歳	146 (6.8%)	73 (4.0%)	65 (3.9%)	44.5%
	15-64 歳	1,298 (60.5%)	987 (53.8%)	773 (46.5%)	59.6%
	65-74 歳	353 (16.4%)	412 (22.4%)	418 (25.2%)	118.4%
	75 歳以上	350 (16.3%)	364 (19.8%)	406 (24.4%)	116.0%
高齢化率		32.7%	42.2%	49.6%	

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年 1 月 1 日現在）

■市立小・中学校※1

奥武蔵小学校、奥武蔵中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森 ステーションなど）
・地域包括支援セン ターはちまん町	・すこやか福祉相談 センターはちまん町	・子育て総合センター	・ふくしの森ステーショ ンひがしがの（東吾 野地区行政センター）

ふくしの森の活動※3

〔地域福祉推進組織〕

- ・ふくしの森・東吾野

〔支え合いの活動〕

- ・移動販売
- ・生活支援活動（有償の助け合い活動）
- ・奥武蔵らくらく交通

〔地域の居場所〕

- ・白子地区ふれあいサロン
- ・平戸地区ふれあいサロン
- ・下平戸サロン会
- ・虎秀地区ふれあいサロン
- ・井上地区ふれあいサロン
- ・長沢地区ふれあいサロン
- ・ひだまりカフェ

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和 6 年 1 月 1 日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。



移動販売の様子

東吾野圏域ふくしの森活動計画

〈スローガン〉	〈取組目標〉	〈取組内容〉
幅広い世代が支え合い 「ほっこり」する未来に向かって	1 移動販売の継続	① 実施方法の見直し ② 販売員の増加
	2 生活支援活動の見直し	① 生活支援協力員と方針検討 ② 生活支援協力員へ活動の意思確認
	3 イベントの開催	① 交流を図るイベントの実施 ② 地域交流イベント
	4 団体のネットワーク化	① 自治会連合会東吾野支部との連携 ② 東吾野地区民生委員児童委員協議会との連携 ③ その他の東吾野地区内で活動する団体との連携
	5 特産品の製造、販売	① 販売ルートの拡充

〈意見聴取※の主な意見〉

聴取日：令和5年5月～7月

聴取回数：計8回

(白子2回、平戸2回、虎秀2回、井上1回、長沢1回)

対象者数：60名

- ・ 移動販売は利用者減だが、事業廃止は考えられない。コンビニエンスストアと協働で実施できるようになるとよい。
- ・ 送迎を伴う活動にも対応できる形にしていけたら。
- ・ (回数、対象、内容等)フリーに使える支援になるとよいのでは。
- ・ (生活の維持というよりは)生活の楽しみを求めている人も多い。
- ・ 東吾野地区では様々な団体による取組が行われている。今後、様々な団体が連携、協働して安心して暮らし続けることのできる東吾野地区を目指していく。
- ・ (製造した味噌の)販売ルートを増やすべき。
- ・ 女性の力が欲しい。



スマホ講座の様子



特産品(味噌)づくりの様子

※東吾野地区は、これまで懇談会でいただいた意見に加え、意見聴取を行いました。

12 原市場地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔赤沢、上赤工、唐竹、下赤工、中藤上郷、中藤下郷、中藤中郷、原市場、南〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		8,249	7,256	6,445	78.1%
世帯数（世帯）		3,174	3,158	3,109	98.0%
平均世帯人員（人）		2.60	2.30	2.07	79.6%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	743（9.0%）	477（6.6%）	331（5.1%）	44.5%
	15-64 歳	5,590（67.8%）	4,383（60.4%）	3,475（53.9%）	62.2%
	65-74 歳	1,105（13.4%）	1,457（20.1%）	1,490（23.1%）	134.8%
	75 歳以上	811（9.8%）	939（12.9%）	1,149（17.8%）	141.7%
高齢化率		23.2%	33.0%	40.9%	

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年 1 月 1 日現在）

■市立小・中学校※1

原市場小学校、飯能第二小学校、原市場中学校、飯能西中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森 ステーションなど）
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターいなり町 ・在宅介護支援センターはらいちば 	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか福祉相談センターいなり町 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点 いるかひろば 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森ステーションはらいちば（原市場福祉センター）

ふくしの森の活動※3

〔地域福祉推進組織〕

- ・原市場地区社会福祉協議会

〔支え合いの活動〕

- ・お買物ツアー（会員制／月 1 回）
- ・配食ひまわりの会はらいちば（配食活動／月 1 回）
- ・ちょっとずつヘルプ（会員制の有償の助け合い活動）

〔地域の居場所〕

- ・みつくすじゅーす
- ・木ようクラブ
- ・ちょっとずつの会
- ・あみものサロン
- ・新・体操サロン
- ・ひだまりカフェ

- ・本読みサロン
- ・やまびこ会
- ・東赤沢サロン
- ・サロン赤沢
- ・未来ステーション（寺子屋）
- ・おはなしサークルテトラ

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和 6 年 1 月 1 日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

みんなの原市場活動計画（原市場圏域ふくしの森活動計画）

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

みんなが協力し幸せで安心できる、
ふくしのまちづくり原市場

原市場人材バンク
の設立を目指す

- (1) 困りごとを把握する
 - ・関係団体や相談機関と連携し、細かな困りごとを確認する
- (2) 人材バンク登録希望者を把握する
 - ・個人、関係団体への呼びかけを行う
- (3) ワーキンググループを立ち上げる
 - ・基本的な方向性は原市場地区社協の理事会内で検討する
- (4) 原市場に適した移動支援の実現を目指す
 - ・バス停、商店、医療機関などへの移動支援の実施を検討する

〈懇談会の主な意見〉

開催日：令和5年5月20日（土）

開催場所：原市場福祉センター

参加者数：40名

- ・これまでの話し合いや懇談会で出た意見やアイデアを基に活動目標や具体的な取り組みを決めて、実現可能性が高い順に随時実施していく。
- ・様々な面で地域活動全体の担い手が不足している。
- ・原市場の埋もれた人材、利用できる資材の再調査を行い人材バンクの設立につなげたい。
- ・地域内で困りごとなどをとりまとめるコーディネーターが必要ではないか。
- ・実際に困っている人がどうすればサービスの情報を入手できるか考える必要がある。
- ・移動支援については関係各所と連携を図る。



やまびこ会の活動の様子



配食ひまわりの会はらいちばの活動の様子

13 名栗地区

地区の活動
についてご
案内しま
す。



地区の概況

〔上名栗、下名栗〕（五十音順）

■人口及び世帯

区 分		平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年	10 年間の 増減率
人口（人）		2,138	1,853	1,625	76.0%
世帯数（世帯）		921	882	847	92.0%
平均世帯人員（人）		2.32	2.10	1.92	82.8%
年齢別 人口 （人）	0-14 歳	155 (7.2%)	77 (4.2%)	53 (3.3%)	34.2%
	15-64 歳	1,190 (55.7%)	958 (51.7%)	742 (45.7%)	62.4%
	65-74 歳	285 (13.3%)	361 (19.5%)	370 (22.8%)	129.8%
	75 歳以上	508 (23.8%)	457 (24.7%)	460 (28.3%)	90.6%
高齢化率		37.1%	44.2%	51.1%	

資料：埼玉県町（丁）字別人口（各年 1 月 1 日現在）

■市立小・中学校※1

名栗小学校、原市場中学校

■ふくしの相談窓口※2

高齢者	障害のある人	こども・子育て	その他（ふくしの森ステーションなど）
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターいなり町 ・在宅介護支援センター太行路 	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか福祉相談センターいなり町 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て総合センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくしの森ステーションなぐり（保健センター名栗分室）

ふくしの森の活動※3

〔地域福祉推進組織〕

- ・なぐり広場

〔支え合いの活動〕

- ・名栗の風（サロンなどの送迎）
- ・たすけあう名栗（有償の助け合い活動）
- ・ちびっこランド（一時保育）

〔地域の居場所〕

- ・サロンあすなる
- ・中央サロン

- ・もりがわらお茶飲み会
- ・なぐりの茶の間



なぐりの茶の間での読み聞かせ

※1 市立小・中学校は、学区がまたがっている学校も記載しています。

※2 ふくしの相談窓口は、このページに掲載されていない窓口もご利用いただけます。

※3 ふくしの森の活動は、生活支援コーディネーターが把握している地域の社会資源を掲載しています（令和 6 年 1 月 1 日時点）。なお、詳細については、上記の二次元コードにてご確認ください。

みんなのなぐり活動計画（名栗圏域ふくしの森活動計画）

〈スローガン〉

〈取組目標〉

〈取組内容〉

「これからも相手を思いやれるやさしい、
人がいる温かい名栗であり続けたい」
やさしいのある、温かい名栗

1 みんなの居場所
～伝える・作る～

- (1) 身近な方へ積極的な声掛けを行う
(LINE を活用)
- (2) 誰でもいつでもいける居場所づくりを行う

2 名栗の移動支援
～必要な支援に備える～

- (1) 社会資源の整理と開拓、個別の困りごとを把握する
- (2) 個別の困りごとに対する支援策を検討する

＜懇談会の主な意見＞

開催日：令和 5 年 7 月 22 日（土）

開催場所：保健センター名栗分室

参加者数：35 名

- ・なぐり広場で地域のニーズに沿ったイベントを開催し、新規の人や、男性の人の参加機会の創出に繋げたい。
- ・なぐり広場で過去に開催した料理系イベントは大変好評だったのでまた開催したい。
- ・身近な人からの声掛けを基本に、幅広い年齢層に情報を届けるべく、SNS の積極的な活用を検討する。
- ・山間地かつ市街地まで距離があり、バスの本数も少ないため、移動は自家用車に頼らざるを得ない人が多く、高齢でも「ギリギリの状態」まで車を運転せざるを得ない状況がある。
- ・体力的に「ギリギリの状態」を超えてしまうと、バスの利用も難しくなってしまうため、移動支援の検討は必須。
- ・名栗まで往診してくれる医療機関、配食事業者、移動販売などの社会資源を整理し、地域に発信していくことが重要。支援不足の部分についての対応策は改めて検討したい。



サロンあすなろの様子



もりがわらお茶飲み会の様子

第5章 計画推進のために

1 協働による推進

市民、社会福祉協議会及び市の協働により、第4次プランを推進します。

(1) 圏域ごとの「ふくしを話し合う会」等

圏域ごとに設置された「ふくしを話し合う会」等の地域福祉を話し合う場において、「圏域別ふくしの森活動計画」の推進及び評価を行います。

(2) 飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会

地域福祉審議会及び地域福祉活動計画推進委員会において、第4次プランの推進について必要な事項を調査審議するとともに、進行管理や評価などを行います。

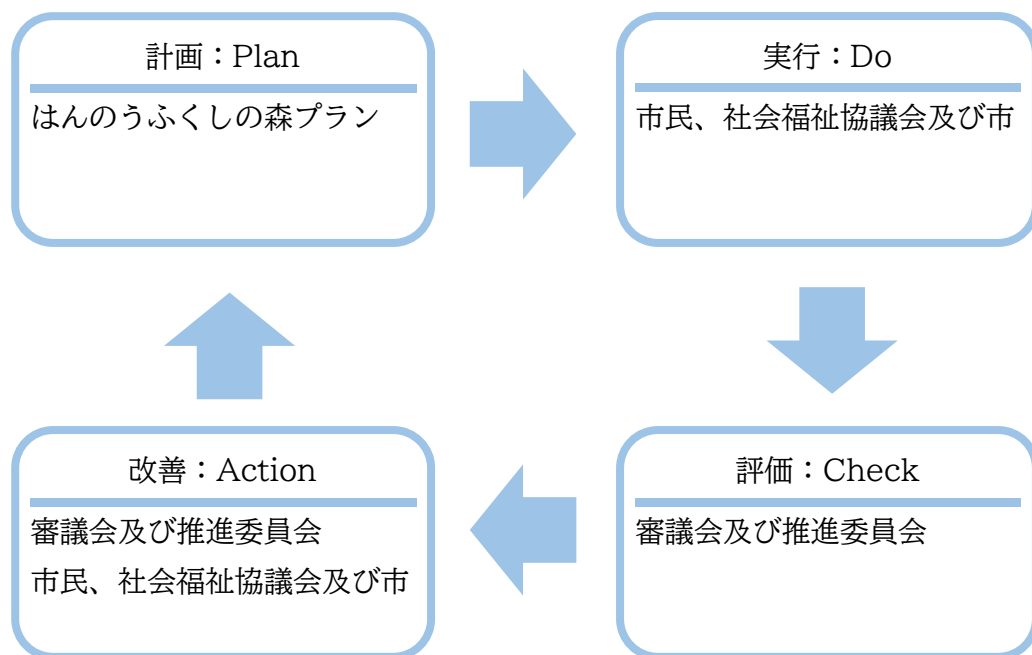
2 財源の確保

市は、国や県などの補助金等による財源の確保に努めて第4次プランを着実に推進していきます。

社会福祉協議会は、市と連携して体制基盤の強化を図りつつ、多様な財源の確保に努めながら第4次プランの着実な実行に向けて取り組んでいきます。

3 進行管理

第4次プランの進行管理については、P D C Aサイクルにより、地域福祉審議会及び地域福祉活動計画推進委員会で調査審議と評価を行います。また、計画の進捗状況についてはウェブサイトなどで随時公表していきます。



※「圏域別ふくしの森活動計画」の進行管理においては、第2層協議体又は「ふくしを話し合う会」等で推進及び評価を実施します。その後、年1回、地域福祉審議会及び地域福祉活動計画推進委員会で報告します。

4 評価指標

基本目標1【交】交流が生まれる居場所と外出しやすい環境をつくろう

★は重点取組に関連した指標

指標名	前回 (H29)	今回 (R4)	目標 (R11)	備考
1 地域の居場所（サロン、こども食堂など）の設置数★	49か所	59か所	70か所	
2 身近な居場所（サロン、こども食堂など）の認知度（内容も知っている）★	—	49.8% (13.7%)	増加	市民向けアンケート
3 居場所を必要としながら利用できていない人の割合★	—	9.9%	減少	市民向けアンケート
4 安心して過ごすことのできる居場所がどこにもない児童・生徒の割合★	—	2.2%	0%	児童・生徒向けアンケート
5 「ふくしを話し合う会」等の開催数★	—	—	26回/年以上	各圏域2回/年以上
6 外出のことで困っている人の割合	—	9.9%	減少	市民向けアンケート
7 社会福祉協議会と連携し福祉学習を実施している学校数	14校/年	12校/年	すべての小・中学校（21校）	
8 教職員向けの学習に参加している学校数	4校/年	12校/年	すべての小・中学校（21校）	

基本目標2【支】支え合いの仕組みをつくろう

★は重点取組に関連した指標

指標名	前回 (H29)	今回 (R4)	目標 (R11)	備考
1 ふくしの森リーダーの年度末 現在の登録者数★	—	17人	増加	
2 ボランティアセンターに登録して いるボランティア数（団体数）	個人 50人 団体 1,106人 (57団体)	個人 42人 団体 1,229人 (50団体)	増加	
3 ボランティア活動などに現在参加 している又はしたことがある人の 割合	—	33.4%	増加	市民向け アンケート
4 彩の国ボランティア体験プログラ ムの延べ参加者数	77人/年	49人/年	増加	
5 地域福祉推進組織の数	7組織	7組織	増加	
6 地域福祉推進組織交流会の開催回 数	1回/年	2回/年	2回/年	
7 民生委員・児童委員の認知度 (内容も知っている)	86.2% (29.8%)	84.1% (41.5%)	増加	市民向け アンケート
8 地域への貢献的な活動に取り組ん でいる企業の割合	76.3%	51.3%	増加	企業向け アンケート

基本目標3【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

★は重点取組に関連した指標

指標名	前回 (H29)	今回 (R4)	目標 (R11)	備考
1 コミュニティソーシャルワーカーの配置人数★	6人	10人	13人	
2 ふくしの森ステーションの設置数★	7か所	7か所	13か所	
3 コミュニティソーシャルワーカーの認知度（内容も知っている）	37.9% (4.9%)	28.5% (7.3%)	増加	市民向けアンケート
4 気軽に相談できる相手や窓口がない人の割合★	—	9.6%	減少	市民向けアンケート
5 令和5年度と比べて他の機関や職種との連携がとりやすくなったと思う人の割合★	—	—	100%	専門職向けアンケート
6 虐待に関する通報義務の認知度	—	53.5%	増加	市民向けアンケート
7 避難行動要支援者名簿（災害時要援護者リスト）の認知度（内容も知っている）	48.9% (11.6%)	50.8% (20.1%)	増加	市民向けアンケート
8 身近な地域の住民どうしのつながりや交流がよく行われていると感じている人の割合	—	51.3%	増加	市民向けアンケート
9 近所の人に自分から進んであいさつをしている児童・生徒の割合	66.5%	56.3%	増加	児童・生徒向けアンケート
10 福祉に関する情報をどこからも得られない人の割合★	—	4.7%	減少	市民向けアンケート
11 福祉情報を充分得られている・ある程度得られている人の割合★	—	32.8%	増加	市民向けアンケート
12 「はんのうふくしの森プラン」の認知度(内容も知っている)	36.7% (3.7%)	34.5% (6.7%)	増加	市民向けアンケート

第Ⅲ部 資料編

資料 1 飯能市の状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

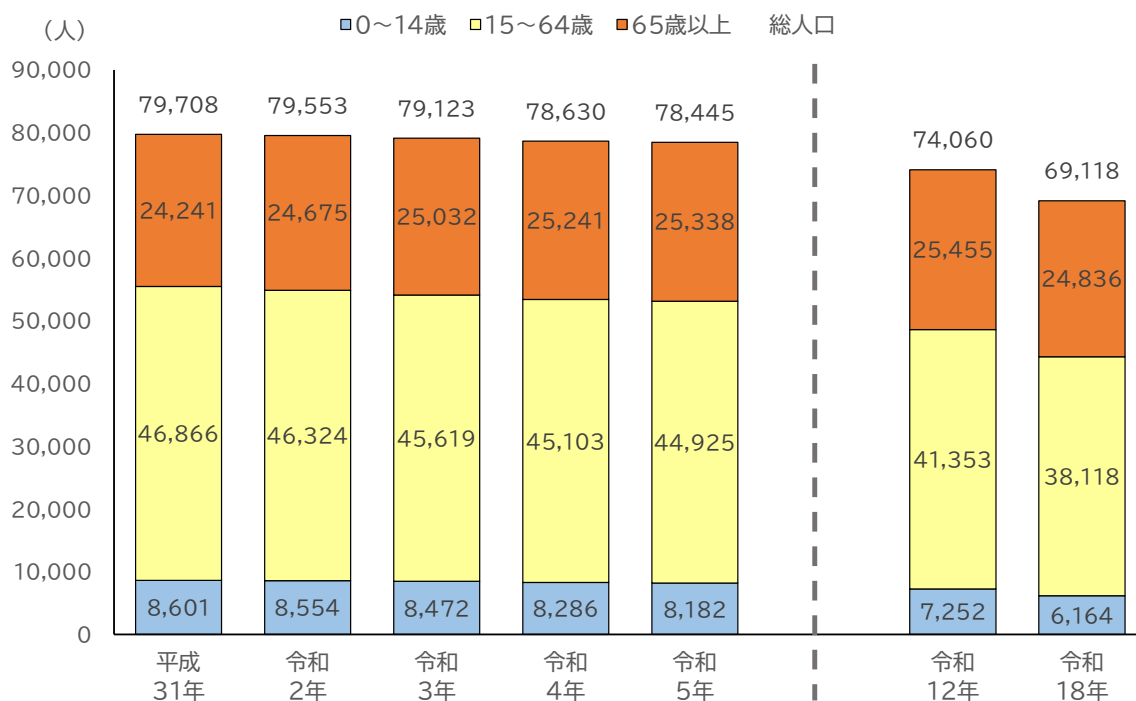
■年齢 3 区分別人口

各年 1 月 1 日現在 単位：人（％）

区 分	実績値					推計値	
	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 12 年	令和 18 年
総人口	79,708 (100.0)	79,553 (100.0)	79,123 (100.0)	78,630 (100.0)	78,445 (100.0)	74,060 (100.0)	69,118 (100.0)
0～14 歳	8,601 (10.8)	8,554 (10.8)	8,472 (10.7)	8,286 (10.5)	8,182 (10.4)	7,252 (10.3)	6,164 (10.2)
15～64 歳	46,866 (58.8)	46,324 (58.2)	45,619 (57.7)	45,103 (57.4)	44,925 (57.3)	41,353 (56.7)	38,118 (56.6)
65 歳以上	24,241 (30.4)	24,675 (31.0)	25,032 (31.6)	25,241 (32.1)	25,338 (32.3)	25,455 (33.0)	24,836 (33.2)
65～74 歳	13,046 (53.8)	13,013 (52.7)	13,179 (52.6)	13,090 (51.9)	12,508 (49.4)	10,107 (44.8)	10,064 (43.1)
75 歳以上	11,195 (46.2)	11,662 (47.3)	11,853 (47.4)	12,151 (48.1)	12,830 (50.6)	15,348 (55.2)	14,772 (56.9)

※推計値はコーホート要因法^{※1}による推計

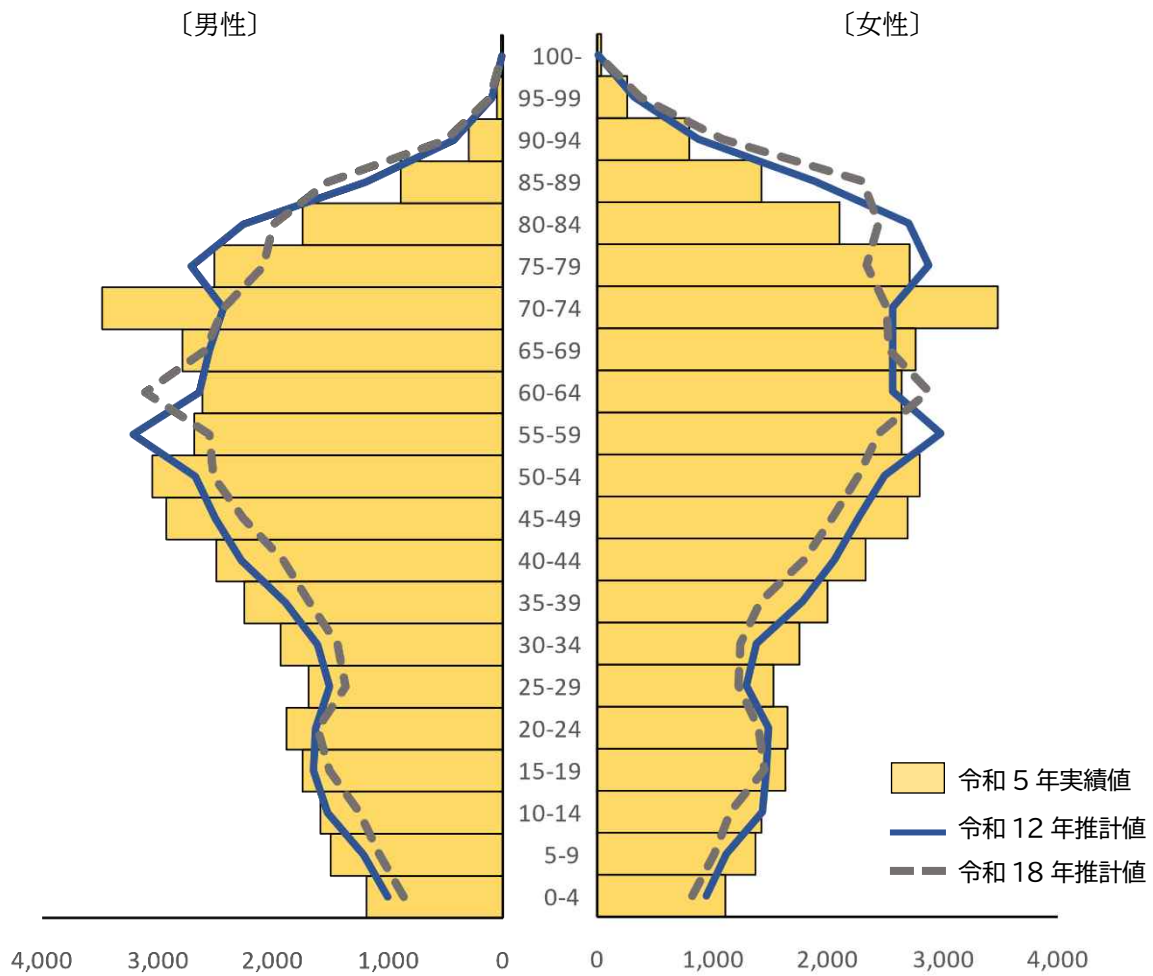
資料：住民基本台帳



※1 「コーホート要因法」とは、年齢別人口（コーホート）の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法のことです。

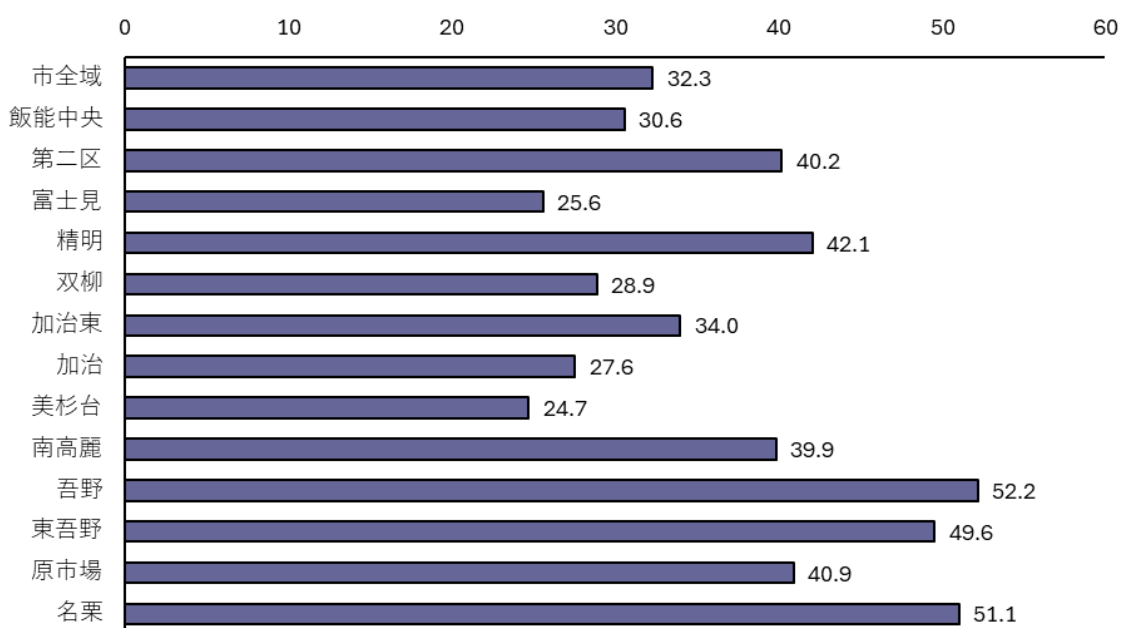
■人口ピラミッド

各年1月1日現在 単位：人



■圏域別の高齢化率

令和5年1月1日現在 単位：%



資料：埼玉県町（丁）字別人口

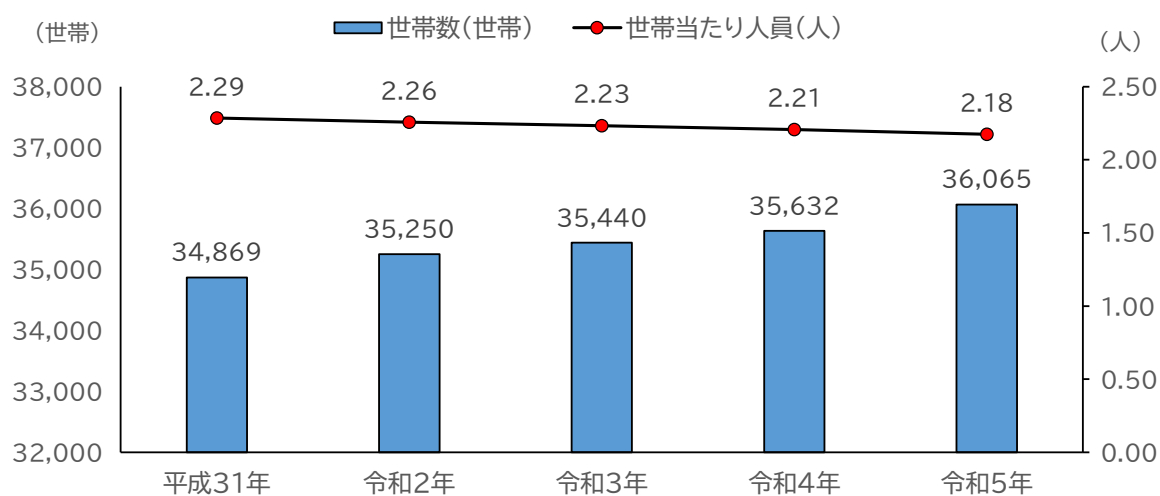
(2) 世帯の状況

■地区別世帯数

各年1月1日現在 単位：世帯

区 分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
飯能中央地区	7,499	7,590	7,575	7,673	7,757
第二区地区	1,222	1,233	1,252	1,239	1,273
富士見地区	2,031	2,067	2,108	2,128	2,168
精明地区	1,308	1,291	1,283	1,265	1,237
双柳地区	4,721	4,794	4,860	4,889	4,974
加治東地区	2,926	2,966	2,969	3,007	3,033
加治地区	4,587	4,603	4,621	4,642	4,786
美杉台地区	3,897	4,017	4,109	4,152	4,197
南高麗地区	895	903	908	915	938
吾野地区	968	966	945	939	942
東吾野地区	806	796	793	804	804
原市場地区	3,132	3,155	3,145	3,129	3,109
名栗地区	877	869	872	850	847
計	34,869	35,250	35,440	35,632	36,065
世帯当たり人員(人)	2.29	2.26	2.23	2.21	2.18

資料：住民基本台帳



2 こどもの状況

(1) 出生数及び合計特殊出生率の状況

■出生数及び合計特殊出生率

各年12月31日現在 単位：人

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	477	435	432	354	375
合計特殊出生率	1.22	1.14	1.23	0.96	1.04

資料：埼玉県保健統計

(2) 市立小学校・市立中学校児童・生徒数の推移

■市立小学校児童数

各年5月1日現在 単位：人

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
飯能第一小学校	614	606	605	611	610
飯能第二小学校	49	40	40	35	34
南高麗小学校	62	73	67	67	73
加治小学校	592	562	551	525	512
精明小学校	124	110	108	100	92
原市場小学校	183	168	145	129	121
富士見小学校	513	528	518	515	484
加治東小学校	236	240	243	247	255
双柳小学校	418	413	424	427	415
美杉台小学校	628	673	698	728	714
奥武蔵小学校	74	74	70	74	77
名栗小学校	26	23	27	36	38
計	3,519	3,510	3,496	3,494	3,425

資料：学校教育課

■市立中学校生徒数

各年5月1日現在 単位：人

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
飯能第一中学校	516	505	490	486	520
南高麗中学校	34	35	40	34	39
原市場中学校	107	109	110	108	96
飯能西中学校	338	352	335	325	316
加治中学校	405	419	420	410	397
美杉台中学校	258	271	273	275	315
奥武蔵中学校	54	48	48	49	45
名栗中学校	16	18			
計	1,728	1,757	1,716	1,687	1,728

資料：学校教育課

3 要介護（要支援）認定者・障害者手帳所持者の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

■要介護（要支援）認定者数

各年 3 月 31 日現在 単位：人

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
要支援 1	318	363	400	426	516
要支援 2	410	436	444	444	484
要介護 1	771	844	837	861	923
要介護 2	630	654	633	627	616
要介護 3	510	491	526	520	526
要介護 4	473	478	517	516	542
要介護 5	331	336	311	293	295
計	3,443	3,602	3,668	3,687	3,902

資料：介護福祉課

(2) 障害者手帳所持者数の推移

■障害者手帳所持者数

各年 3 月 31 日現在 単位：人

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
身体障害者手帳所持者 (身体障害のある人)	2,349	2,292	2,264	2,268	2,237
視覚	141	145	146	142	136
聴覚	162	160	160	156	166
音声・言語又はそしゃく機能	30	28	27	26	32
内部障害	765	772	806	836	844
肢体不自由	1,251	1,187	1,125	1,108	1,059
療育手帳所持者 (知的障害のある人)	512	511	517	508	538
精神障害者保健福祉手帳所持者 (精神障害のある人)	632	697	697	741	781

資料：障害福祉課

4 生活保護の状況

(1) 生活保護世帯数の推移

■生活保護世帯数及び受給者数

各年3月31日現在

区 分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護世帯数（世帯）	629	641	659	665	668
生活保護受給者数（人）	851	846	876	885	863

資料：地域・生活福祉課

資料2 アンケート調査の概要と主な結果

第4次プランの策定にあたり、アンケート調査を実施しました。その概要は次のとおりです。詳細については右の二次元コードから「飯能市の地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」を参照してください。



1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、第4次プラン策定のための基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象者

次の調査区分ごとに対象者を設定しました。

調査名	対象者	対象者数
①一般市民向けアンケート	18歳以上の市民 ※市内13圏域ごとに無作為抽出 ※地区の人口規模に応じて抽出数を調整	2,000人
②児童・生徒向けアンケート	児童：小学5年生 生徒：中学2年生 ※各市立小・中学校の全児童・生徒	1,091人
③保護者向けアンケート	児童・生徒向けアンケートの対象者の保護者	1,091人
④ボランティア団体向けアンケート	飯能市ボランティアセンター登録ボランティア団体及び地域福祉に関する活動を行っている団体	107団体
⑤福祉関係事業所向けアンケート	市内の福祉関係事業所（全事業所）	219事業所
⑥専門職向けアンケート	市内の福祉関係事業に従事する専門職等（全員）	—
⑦市内企業向けアンケート	市内の一般企業から抽出	300件
⑧個人商店向けアンケート	市内の個人商店等から抽出	100件

※専門職向けアンケートは、福祉関係事業所を通じて各事業所の専門職等に依頼したため、対象者数は特定できません。

(3) 調査方法及び調査期間

調査名	調査方法		調査期間
	配付方法	回収方法	
①一般市民向けアンケート	郵送	郵送及びオンライン回答	令和4年10月24日 ～11月15日
②児童・生徒向けアンケート	学校を通じた案内の配布	オンライン回答	令和4年10月24日 ～11月22日
③保護者向けアンケート	同上	同上	令和4年10月24日 ～11月22日
④ボランティア団体向けアンケート	郵送	郵送及びオンライン回答	令和4年11月1日 ～11月30日
⑤福祉関係事業所向けアンケート	電子メールによる案内の配布	オンライン回答	令和4年11月14日 ～12月7日
⑥専門職向けアンケート	同上	同上	令和4年11月8日 ～12月7日
⑦市内企業向けアンケート	郵送	郵送及びオンライン回答	令和4年11月14日 ～11月30日
⑧個人商店向けアンケート	同上	同上	令和4年11月14日 ～11月30日

(4) 回収結果

調査名	対象者数	有効回収数	有効回収率
①一般市民向けアンケート	2,000人	846人	42.3%
②児童・生徒向けアンケート	1,091人	915人	83.9%
③保護者向けアンケート	1,091人	281人	25.8%
④ボランティア団体向けアンケート	107団体	86団体	80.4%
⑤福祉関係事業所向けアンケート	219事業所	40事業所	18.3%
⑥専門職向けアンケート	—	47人	—
⑦市内企業向けアンケート	300件	115件	38.3%
⑧個人商店向けアンケート	100件	27件	27.0%

2 アンケート調査の主な結果

アンケート調査の結果の中から、第4次プランと特に関わりが深い結果を抜粋しました。

基本目標1【交】交流が生まれる居場所と外出しやすい環境をつくろう

内容	調査結果の概要	調査名
身近な居場所（サロン、子ども食堂など）の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・“知っている”が49.8% ・性・年齢別では女性の40歳以上、圏域別では吾野で“知っている”の割合が高い。 	市民向けアンケート問10
居場所を必要としながら利用できていない人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要としながら利用できていない」が9.9% ・年齢別では85歳以上、圏域別では富士見、精明、吾野、東吾野などで比較的多くみられる。 	市民向けアンケート問36
児童・生徒の安心して過ごすことのできる居場所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭」（88.9%）や「学校」（42.6%）が多い。 ・「どこにもない」は2.2% ・相談できる相手が誰もいない児童・生徒では「どこにもない」が21.4%と他の児童・生徒に比べて多くみられる。 	児童・生徒向けアンケート問11
外出のことで困っている人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「買物、通院など外出のこと」で困っている人が9.9% ・性・年齢別では男性、女性ともに65歳以上で多くみられる。 ・圏域別では第二区、吾野で多くみられる。 	市民向けアンケート問18

※選択肢を単独で用いる場合は「 」を、複数の選択肢を合わせて用いる場合は“ ”で示しています。

基本目標2【支】支え合いの仕組みをつくろう

内容	調査結果の概要	調査名
ボランティア活動などに現在参加している又はしたことがある人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・“参加している・参加したことがある”が33.4% ・性・年齢別では男性の65歳以上、圏域別では吾野、東吾野で多くみられる。 	市民向けアンケート問9(2)
民生委員・児童委員の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・「名前も内容も知っている」が41.5% ・性・年齢別では男性の65歳以上及び女性の40歳以上で多くみられる。 ・圏域別では南高麗及び名栗で多くみられる。 	市民向けアンケート問12
地域への貢献的な活動に取り組んでいる企業の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「現在、取り組んでいる」が51.3% ・取り組んでいる理由は「地域の一員としての役割を担いたいから」や「地域社会とのコミュニケーションを深めたいから」が多くみられる。 	企業向けアンケート問4、問5

※選択肢を単独で用いる場合は「 」を、複数の選択肢を合わせて用いる場合は“ ”で示しています。

基本目標3【安】安心して暮らせる仕組みをつくろう

内容	調査結果の概要	調査名
コミュニティソーシャルワーカーの認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・「名前も内容も知っている」が7.3% ・圏域別では第二区、南高麗、吾野、東吾野、名栗で多くみられる。 	市民向けアンケート問12
気軽に相談できる相手や窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・「家族・親族」や「友人、知人、同僚」、「隣近所の人」が多い。 ・「市役所の窓口は10.3% ・「気軽に相談できる相手は窓口はない」が9.6% 	市民向けアンケート問19
虐待に関する通報義務の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・「はい」（知っている）が53.5% ・性・年齢別では女性の18～64歳では「はい」の割合が高い 	市民向けアンケート問15
避難行動要支援者名簿（災害時要援護者リスト）の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・「名前も内容も知っている」が20.1% ・性・年齢別では男性の65歳以上、女性の40歳以上で比較的多くみられる。 	市民向けアンケート問12
住民同士のつながりの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・“行われている”が51.3% ・性・年齢別では、男性、女性ともに年齢層が高くなるほど“行われている”の割合が多くみられる。 ・“行われていない”は37.0% 	市民向けアンケート問8
児童・生徒の近所の人とのあいさつの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・近所の人に「自分から進んであいさつをしている」が56.3% ・「相手からあいさつをしてくれる」が56.6% 	児童・生徒向けアンケート問7、問8
福祉に関する情報の入手状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「市の広報紙」（74.3%）や「自治会のお知らせ」36.2%が多い。 ・「どこからも得られない」は4.3% 	市民向けアンケート問13
本市の福祉情報への充足度	<ul style="list-style-type: none"> ・“得られている”が32.8% ・性・年齢別は65歳以上で“得られている”の割合が高い。 ・圏域別では吾野、東吾野で“得られている”の割合が高い。 	市民向けアンケート問14
ふくしの森プランの認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・「名前も内容も知っている」が6.7% ・圏域別では南高麗、吾野、東吾野、名栗で多くみられる。 ・上記に「名前は聞いたことがある」（27.8%）を合わせた認知度は34.5% 	市民向けアンケート問12
市や社協が力を入れるべき取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「気軽に相談できる窓口に関すること」（51.5%）が最も多い。 ・性・年齢別では「気軽に相談できる窓口に関すること」は、どの性・年齢層においても多くみられる。 	市民向けアンケート問21

※選択肢を単独で用いる場合は「 」を、複数の選択肢を合わせて用いる場合は“ ”で示しています。

資料3 策定体制及び策定経過

1 飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会

飯能市地域福祉審議会条例

平成26年3月25日
条例第11号

(設置)

第1条 本市の地域福祉(社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)
第1条に規定する地域福祉をいう。以下同じ。)を推進するため、飯能市地域福祉
審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉の推進に関すること。
- (2) 法第107条に規定する地域福祉計画の策定及び変更並びに実施に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期
間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の
決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求
めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉子ども部地域・生活福祉課において処理する。

(平26条例42・平27条例31・令3条例24・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成26年条例第42号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年条例第31号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則(令和3年条例第24号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会 飯能市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 飯能市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)に定める施策の推進を図るため、飯能市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第33条第2項の規定に基づき、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会会長(以下「本会会長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉の推進に関すること
- (2) 計画の策定及び変更並びに実施に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(第二次飯能市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 第二次飯能市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

〔委員名簿〕

選出区分	氏名	所属	備考
学識経験者	菱沼 幹男	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科	会長
	本橋 千恵美	埼玉医科大学医学部社会医学	
知識経験者	岡野 民嗣	飯能市校長会	
	角田 健一	飯能地区医師会	
	綿貫 まなみ	NPO法人子育て応援ゆう	
	清野 剛義	飯能市地域包括支援センターいなり町	
	有賀 りつ子	飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町	
	都築 公子	飯能市社会福祉法人地域公益活動等連絡会	
	大野 泰規	(株)ヴェルペンファルマ	
	大野 康	はんのうふくしの森プラン推進市民会議	副会長
	杉田 和美	なぐり広場	
	三上 雅子	加治東ふれあい広場	
	森井 健一	あさひやまライフネット	
	橋本 誠一	飯能市民生委員児童委員協議会	令和4年12月まで
	鈴木 正男	飯能市民生委員児童委員協議会	令和5年1月から
	佐藤 隆則	飯能市自治会連合会	令和5年3月まで
長谷川 信二	飯能市自治会連合会	令和5年4月から	

〔会議内容〕

開催年月日		主な議事内容	
令和4年度	6月28日(火)	第1回	(1) 会長、副会長の互選について (2) 第3次はんのうふくしの森プランの令和3年度実績報告について (3) 第3次はんのうふくしの森プランの令和4年度実施計画(案)について (4) 第4次はんのうふくしの森プランの策定方針(案)について
	9月27日(火)	第2回	(1) アンケート調査の実施について (2) 地区別地域福祉活動計画の策定方針について
	2月14日(火)	第3回	(1) アンケート調査結果について (2) 第4次はんのうふくしの森プランで取り組むべき施策について(グループワーク)
令和5年度	6月27日(火)	第1回	(1) 第3次はんのうふくしの森プランの令和4年度実績報告について (2) 第3次はんのうふくしの森プランの令和5年度実施計画(案)について (3) 第4次はんのうふくしの森プランの骨子(案)について
	8月22日(火)	第2回	(1) 第4次はんのうふくしの森プランの素案について
	10月23日(月)	第3回	(1) 第4次はんのうふくしの森プランの素案について
	12月26日(火)	第4回	(1) 第4次はんのうふくしの森プランについて(答申)

2 飯能市地域福祉計画庁内連絡会議

市において、地域福祉に関わる部課長など16人の職員で構成した飯能市地域福祉計画庁内連絡会議で、計画案の総合調整を行いました。

〔会議内容〕

開催年月日		主な議事内容	
令和4年度	5月23日(月)	第1回	(1) 第3次はんのうふくしの森プランの令和3年度実績報告について (2) 第3次はんのうふくしの森プランの令和4年度実施計画(案)について (3) 第4次はんのうふくしの森プランの策定方針(案)について
	9月5日(月)	第2回	(1) アンケート調査の実施について (2) 地区別ふくし懇談会の開催について
令和5年度	5月25日(木)	第1回	(1) 第3次はんのうふくしの森プランの令和4年度実績報告について (2) 第3次はんのうふくしの森プランの令和5年度実施計画(案)について (3) 第4次はんのうふくしの森プランの骨子(案)について (4) 作業部会の検討経過について
	8月2日(水)	第2回	(1) 第4次はんのうふくしの森プランの素案について (2) 作業部会の検討経過について
	10月6日(金)	第3回	(1) 第4次はんのうふくしの森プランの素案について
	11月28日(火)	第4回	(1) 第4次はんのうふくしの森プランの素案について

3 飯能市地域福祉計画庁内連絡会議作業部会

飯能市地域福祉計画庁内連絡会議において設置された、地域福祉に関わる部署の担当職員14人及びオブザーバー（社会福祉協議会職員）1人で構成した飯能市地域福祉計画庁内連絡会議作業部会で、地域福祉審議会及び庁内連絡会議における検討内容の検証と、計画案に必要な事項について細部にわたり内容の検討及び提案を行いました。

〔会議内容〕

開催年月日		主な議事内容	
令和4年度	8月23日（火）	第1回	(1) 飯能市地域福祉計画庁内連絡会議及び作業部会について (2) 第4次はんのうふくしの森プラン策定方針及び策定スケジュールについて (3) 各分野の計画との関わりについて (4) 第4次はんのうふくしの森プラン策定のためのアンケート調査票について (5) その他
	12月21日（水）	第2回	(1) 一般市民向けアンケート調査結果について (2) 埼玉県重層的支援体制整備事業研修会の課題について (3) その他
	1月24日（火）	第3回	(1) 各アンケート調査結果について (2) 埼玉県重層的支援体制整備事業研修会の共有について (3) 重層事業に係る既存事業の調査結果について (4) その他
令和5年度	5月11日（木）	第1回	(1) 第3次ふくしの森プラン実績報告及び実施計画（案）について (2) 第4次ふくしの森プラン骨子（案）について (3) 重層的支援体制整備事業について
	6月16日（金）	第2回	(1) 包括的な支援体制の検討について (2) その他
	7月24日（月）	第3回	(1) 第4次はんのうふくしの森プランの策定について (2) 包括的な支援体制の検討について
	10月4日（水）	第4回	(1) 第4次はんのうふくしの森プランの策定について (2) 近隣市の総合相談体制について
	1月29日（月）	第5回	(1) 「困難な問題を抱える女性」に関する支援について (2) 重層的支援体制整備事業の導入について (3) ケース検討（多機関協働事業の試行として）

4 地域共生プロジェクトチーム

社会福祉協議会において、事務局長を含む5人の職員で構成した地域共生プロジェクトチームが中心となり、地域共生社会の実現に向けた協議を含め、計画案に必要な事項について調査研究を行いました。

5 圏域ごとの「ふくしを話し合う会」等

市内13圏域において、住民が中心となり、「圏域別ふくしの森活動計画」の策定に関わる会議が開催されました。

会議では、各圏域の現状と課題を整理することを目的に懇談会の企画・開催を行い、計画案に必要な事項について調査研究を行いました。

資料4 諮問・答申

諮問

5飯地生発第665号
令和5年12月11日

飯能市地域福祉審議会
会長 菱沼幹男様

飯能市長 新井重治

第4次飯能市地域福祉計画について（諮問）

社会福祉法に基づく第3次飯能市地域福祉計画が令和5年度末をもって計画期間が終了となります。

つきましては、本市の地域福祉をさらに推進していくため、令和6年度からの第4次飯能市地域福祉計画の策定にあたり、別紙素案に基づき御審議をいただきたく諮問いたします。

5飯社協地発第4080号
令和5年12月11日

飯能市地域福祉活動計画推進委員会
会長 菱沼幹男様

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会 会長 新井重治

第5次飯能市地域福祉活動計画について（諮問）

第4次飯能市地域福祉活動計画が令和5年度末をもって計画期間が終了となります。

つきましては、本市の地域福祉をさらに推進していくため、飯能市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第2条に基づき、令和6年度からの第5次飯能市地域福祉活動計画を策定したく、別紙素案により御審議をいただきたく諮問いたします。

答申

令和5年12月26日

飯能市長 新井重治様

飯能市地域福祉審議会
会長 菱沼幹男

第4次飯能市地域福祉計画について（答申）

令和5年12月11日付け5飯地生発第665号で諮問のありました第4次飯能市地域福祉計画について、審議した結果を別紙素案のとおり答申いたします。

なお、同計画の推進にあたりましては、市民、飯能市社会福祉協議会及び市の協働のもと推進するプロセスの中で生まれる「新たなつながり」を大切にしながら、適切な進行管理のもと各施策が実践されることにより、市民が「ふだんのくらしのしあわせ」を実感できる社会が創出されることを願います。

令和5年12月26日

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会
会長 新井重治様

飯能市地域福祉活動計画推進委員会
会長 菱沼幹男

第5次飯能市地域福祉活動計画について（答申）

令和5年12月11日付け5飯社協地発第4080号で諮問のありました第5次飯能市地域福祉活動計画について、審議した結果を別紙素案のとおり答申いたします。

同計画の推進にあたりましては、「新たなつながりと支え合いが育むふだんのくらしのしあわせ」の基本理念に基づき、市民、飯能市社会福祉協議会及び市の協働のもと、地域共生社会の実現を目指していくとともに、新たに策定された圏域別ふくしの森活動計画を市民とともに推進し、飯能市の「ふくしの森」をさらに大きく豊かに育てていただくようお願い申し上げます。

エピローグ ふくしの森のスケッチ

朝、ごみ出しをしていたら、近所のご婦人に、

「おはよう！このまえのモルック、息子さんと来てくれてありがとう！息子さん、大きくなったわね！」と、声をかけられた。

「おはようございます！モルック、楽しかったです！息子も私も、夢中になっちゃいました」と笑顔で答えた。

「お仕事、頑張ってるね、いってらっしゃい！」

ご婦人は元気に言ってくれたが、
ごみ袋を少し辛そうに運んでいたように見えた。

職場の後輩は、最近笑顔が増えたように思う。

「最近どう？」と、何気なく聞くと、

「今、身内のことでいろんなところで相談に乗ってもらえるようになって、だいぶ楽になりました」と笑顔で答えてくれた。

そのあと、「時には、弱いところを出せる勇気が必要なんだって、感じました」

「この前相談にのっていただいて、ありがとうございました」と、言われた。

なんか少し、照れ臭くなったけど、

彼の言う“弱いところを出せる勇気”は、誰にでも必要だよな、と感じた。

息子が授業で、福祉は、みんなの“だんの らしの あわせ”を考えることだと学んだと、教えてくれた。

福祉って、あんまり関係ないと思ったけど、案外身近なものかも、と思えた。

ふと、近所のご婦人の顔が浮かんだ。

困りごと、あたりしないかな…。

明日の朝は彼女に私から声をかけてみよう。

そう思って空を見上げた私に、
風が、森の香りを運んできた。



第4次はんのうふくしの森プラン

第4次飯能市地域福祉計画・第5次飯能市地域福祉活動計画

令和6年3月

発行

飯能市／社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

編集

飯能市 福祉子ども部 地域・生活福祉課
所在地 〒357-8501
埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
電話 042-973-2111(代)
ファクス 042-973-2120
ホームページ <https://www.city.hanno.lg.jp>

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会
所在地 〒357-0021
埼玉県飯能市大字双柳371番地13
電話 042-973-0022
ファクス 042-973-8941
ホームページ <https://www.hannosyakyo.or.jp>



EILV7体験会

CSW

1-1